

募集要項等による質問回答書

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	2	第2	1	(3)			事業の目的	引田温水プールは閉館となりますか？閉館の場合はその時期はいつごろでしょうか？また既存利用客への案内は可能でしょうか？	新温水プールの供用開始同時期に、引田温水プールは閉館する予定です。既存利用客への案内も可能としますが、現在の指定管理者と事前協議を行い、運営等に支障がないようにすることが条件となります。
2	募集要項	3	第2	1	(5)	ア	(イ)	敷地面積	白鳥コミュニティ協議会管理部分約2,500㎡について、その位置を確認出来る資料をご提示いただけますでしょうか。	要求水準書配布資料3をご確認ください。なお、詳細は協議により決定することとします。
3	募集要項	3	第2	1	(5)	イ		事業期間	整備期間を短縮する等の工夫により維持管理・運営期間を早める提案は審査において加点となりますでしょうか。	加点項目については別添資料2事業者選定基準をご覧ください。
4	募集要項	3	第2	1	(5)	イ	(ア)	施設整備期間	契約締結日とありますが、設計業務等委託契約の締結日と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	募集要項	3	第2	1	(5)	イ	(ア)	施設整備期間	施設整備期間は令和6年6月30日までとなっていますが、他方、令和6年3月31日までに竣工し、市に引き渡すとされていることから、工事請負契約及び工事監理業務委託契約は令和6年3月31日までと理解して宜しいでしょうか。	施設整備期間には、開業準備業務内の機器・備品等調達設置業務が含まれるため、施設整備期間が令和6年6月30日となっています。よって、工事請負契約は備品購入の期間を含めて令和6年6月30日で契約締結しますが、工事竣工引渡し及び工事監理業務委託契約は、ご理解のとおり、令和6年3月31日までとなります。
6	募集要項	3	第2	1	(5)	イ	(ア)	施設整備期間	施設整備期間と施設の竣工・引き渡しの時期が異なる理由をご教示ください。仮に、工事請負契約も令和6年6月30日であれば、竣工・引き渡しから契約期間終了までに実施する業務等の内容を工事請負契約書に記載していただきたく存じます。	No.5の回答をご確認ください。
7	募集要項	3	第2	1	(5)	イ	(ア)	施設整備期間	機器・備品等調達設置業務については、市へ施設を引渡した令和6年4月1日以降6月30日までの期間で実施してよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、工事請負契約内としますので、機器・備品等調達業務については、令和6年4月1日以前に実施しても構いません。ただし、設置、搬入については市の竣工検査後を原則とします。No.5の回答もご参照ください。
8	募集要項	3	第2	1	(5)	イ	(イ)	開業準備期間	開業準備期間について、令和5年度(指定管理協定締結後)～令和6年6月30日とありますが、開業準備費の算出は、令和6年4月1日(建物引渡し後)～令和6年6月30日までの積算との理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご確認ください。開業準備費の算出は、指定協定締結日以降であれば、建物の引渡し如何に関わらず、開業準備開業準備に必要な期間設定を設定して算出してください。なお、期間は令和6年6月30日までとします。
9	募集要項	3	第2	(5)	イ	イ		開業準備期間	開業準備期間について、指定管理協定締結後とありますが、実際は何月何日から提案及び収支の積算を行うべきでしょうか？	指定管理協定の締結は、設計内容が確定し、指定管理者制度における指定管理者の選定を実施した後、市議会において指定管理者の指定についての議決後となります。現時点での、指定管理協定の締結は、令和5年10月頃を想定しております。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
10	募集要項	3	第2	1	(5)	ウ		施設の概要	「外構等には、・・・自由提案施設も含まれる。」とありますが、自由提案施設はプール等と別棟・別施設としなければならないのでしょうか。	原則、別棟を想定していますが、市の要求水準に付随して必要と説明できる自由提案施設については、市との協議によるものとします。
11	募集要項	4	第2	1	(5)	エ	(7)	建設工事等業務	市が別途発注される既存施設の解体設計・工事にあたり、敷地内に残置される構築物その他の解体完了後の詳細は、いつ頃公表されるのでしょうか。	現時点では、既存施設の解体工期は令和4年末を想定しており、敷地内に残置される構築物については、判明した時点で公表する予定としています。
12	募集要項	4	第2	1	(5)	エ	(7)	施設整備業務	募集要項では「c 建設工事等業務」に含まれている『(c) 機器・備品等調達設置業務』を「建設に当たる者」以外の企業が担当する場合（要求水準書P33の※に示されている「リース契約の機器・備品調達は運営業務の一部として取り扱う」ケースを含めて）、 (様式2-2)及び(様式2-6) の記載・作成方法（例：様式2-2に「7. 機器・備品等調達設置に当たる者」欄を新たに設ける 等）をご教授ください。	『(c) 機器・備品等調達設置業務』は応募グループ内の設計・建設・工事監理・維持管理・運営企業が行うことで問題ございませんので、欄を増やす必要はございません。 なお、備品費は施設整備費の一部として計上され、リース契約の機器は運営費として計上してください。
13	募集要項	4	第2	1	(5)	エ	(イ) b	開館式典及び内覧会等実施業務	開館式典に参加される市側招待者の想定人数をご教示ください。また、内覧会の対象をご教示ください。	現時点では、開館式典に参加する市側招待者は20名程度までを想定しています。内覧会は、市議会、地元自治会をはじめ、市民を対象にする想定です。
14	募集要項		第2	1	(5)	(ウ)		機器・備品等保守管理・修繕更新業務	修繕について、貴市にて行っていただくもの、指定管理者にて実施するものについて、そのような基準で区別されますでしょうか。	原則、本施設内にあるものはすべて指定管理者にて必要な修繕更新を行うこととしています。
15	募集要項		第2	1	(5)	(ウ)		機器・備品等保守管理・修繕更新業務	貴市より無償貸与を受ける備品、指定管理者として準備する備品について、そのような基準で区別されますでしょうか。 協定書(案)内に、「備品Ⅰ種」「備品Ⅱ種」「備品Ⅲ種」という表現もあり、基準をお示しください。	特に規定は有りませんが、下記のような区分を想定しています。 備品Ⅰ種：当初に市の財源で購入した維持管理運営上必要な備品（コースロープ、監視台、事務机、ロッカーなど） 備品Ⅱ種：指定管理者が必要として委託料から購入した備品 備品Ⅲ種：指定管理者が自己費用で購入した備品
16	募集要項		第2	1	(5)	(ウ)		機器・備品等保守管理・修繕更新業務	指定管理者として準備する備品について、その原資が指定管理料かその他であるのかをどのように区別しますでしょうか。	購入したもので耐用年数が1年以上かつ単品の税込購入価格が1万円以上の物品が備品のうち、要求水準を達成するために必要な備品（自主事業及び自由提案事業に必要な備品は除く）は、機器・備品等の調達業務とします。 それ以外のリースやレンタルは指定管理料とします。
17	募集要項		第2	1	(5)	(ウ)		機器・備品等保守管理・修繕更新業務	貴市より無償貸与を受ける備品について、想定されている備品リストの開示をお願いします。	現時点では具体的な備品リストはございません。 なお、引田温水プールにある備品の有効活用も検討しておりますので、引田温水プールの指定管理者との協議のうえ、有効活用をしてください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
18	募集要項	5	第2	1	(5)	エ	(エ) e	広報情報発信業務	主要道路からの誘導標識・広報東かがわ「ひがしかがわ」でのPRや、東かがわ市メール配信サービス等、貴市において（指定管理者と連携して）実施される施設の認知向上につながる取組計画の可否、可能性等についてご教示ください。	案内（誘導）標識の設置は、現時点では想定していません。広報でのPRや東かがわ市メール配信サービス等は、公共施設としての周知やPRは可能と考えています。また、市民向け公共施設としての位置づけを逸脱する掲載や周知はできません。よって、必要に応じて指定管理者が独自で周知やPRすることについてご検討ください。
19	募集要項	5	第2	(5)	エ	オ		学校授業利用支援業務及び介護予防事業業務	事業者が行う業務について学校授業利用支援業務及び介護予防事業業務がございますが、運営に当たる者はこれらの実績が必要であるという理解で宜しいでしょうか。	学校授業利用支援業務及び介護予防事業業務に関連する実績は必要ございません。
20	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ア))	市が支払う対価	e. 維持管理・運営業務の対価 四半期ごとに業務等の履行状況が確認された後、支払うものとする。とありますが業務の性質上人件費分が多いと思われるので 例 毎月等に支払いサイクルを検討いただくことは可能でしょうか？	現時点で、支払いのサイクルを変更することは想定していません。
21	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ア))	開業準備業務の対価	開業準備業務の対価は維持管理・運営業務の対価とは別という認識で良いか？ご教示ください。	開業準備業務の対価は維持管理・運営業務の対価とは別に支払われます。詳細は別添資料8東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）をご確認ください。
22	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ア)d	その他収入	前払金を請求する場合は、「契約年度に翌年度以降分も含んだ保証契約を結んで請求する。」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ア) e	維持管理・運営業務の対価	維持管理・運営業務の対価の支払いは「総額を指定管理期間の月数で除した額に3を乗じて算出された金額を四半期ごとに支払うものですが、対象となる期間は各年度毎という理解で宜しいでしょうか。	維持管理・運営期間の総額を維持管理運営期間の月数(R6.7からR21.3までの177月)で除した金額に3（月分）を乗じて算出された金額を四半期ごとに支払うものです。
24	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ア) f	学校授業利用支援及び介護予防事業業務の対価	支払いは、本事業と別契約とするとありますが、予算は、維持管理運営経費に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、学校授業利用支援及び介護予防事業業務の対価は維持管理運営費とは別予算となります。
25	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(イ))	利用者から得る利用料金	「利用料金額については、市が提示した考え方を満たすことを条件として」とありますが、事業継続が可能となる低廉で質の高い金額設定という解釈でよろしいでしょうか？また想定されている金額等がございましたら、ご教示ください。	ご理解のとおりです。料金設定は事業者提案にゆだねますが、引田温水プールの利用料金額からの大幅な増額は想定していません。
26	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(イ))	利用者から得る収入	利用者から得る収入の徴収方法は、現金・クレジット決済等を含め指定管理者が任意に設定できるという認識でよいでしょうか。	料金の徴収方法は事業者提案にゆだねます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
27	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(イ)	利用者から得る収入	受講料・物販等収入にカッコ書きで自主事業とありますが、自由提案事業との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	募集要項	21	第2	1	(5)	オ	(イ)a	利用者から得る利用料収入	利用料金の金額について、市が提示した考え方を満たすことを条件としてとあるが、市が提示した考え方とは、具体的にどこを指しますでしょうか。	別添資料1 要求水準書P37 第5-1-(7) 利用料金制の導入に考え方が記載されております。 No. 25の回答もご確認ください。
29	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ウ)	その他収入	広報等収入であるとありますが、広報収入以外にはどのようなものを想定されているのでしょうか。	現在広告以外に想定している収入源は特にございません。
30	募集要項	6	第2	1	(5)	オ	(ウ)	その他収入	具体的には当該施設内での広告掲示やホームページへの掲載などという理解でよろしいでしょうか。「本事業の目的に適合する範囲」とは具体的にどのような範囲と理解すればよろしいでしょうか。	広告の場合は記載どおり、広告の掲示やホームページへの掲載といった広告を想定しています。なお、市民向け公共施設としての位置づけを逸脱する範囲の広告は想定していません。
31	募集要項	7	第2	1	(6)	ウ		設計・建設期間	事業締結日とは何を指すのかご教示願います。	本事業における、基本協定の締結日を指します。
32	募集要項	8	第2	2	(4)			業務の委託	第3者へ委託又は下請負人を使用する場合は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承認を得るとありますが、維持管理運営業務の場合は、指定管理協定を締結する前までに市に通知し、承認を得ればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	募集要項	9	第2	2	(5)	イ		予想されるリスクと責任分担	リスク及び責任分担は事業契約書に定めるとありますが、事業契約書とは、募集要項P24に記載されている各種契約及び協定を指すと考えて宜しいでしょうか、	ご理解のとおりです。
34	募集要項	10	第3	1	(1)	イ		運営企業	本施設を運営する企業以外に応募グループのマネジメント等を担う企業は運営企業となるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	募集要項	10	第3	1	(1)	イ		マネジメント等を担う企業について	応募グループのマネジメント等を担う企業については、「運営企業」として参加することとありますが、P11に記載の代表企業との相違をご教示ください。	代表企業は応募グループを代表する企業であり、企業の種類（設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業）は問いません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
36	募集要項	11	第3	1	(2)			代表企業の選定	「事業期間中、市との調整・協議等における窓口を担うほか、」とありますが、仮に建設企業が代表企業を担う場合に維持管理・運営業務に関する市との調整・協議等の窓口を担わなくてはならないのでしょうか。本件はそれぞれの業務が個別に契約されるため、維持管理・運営期間中は、直接維持管理・運営業務する企業が窓口となった方が意図伝達がしやすく、効率的だと考えられるため、事業期間中の市との調整・協議等の窓口は当該業務を担当する企業としていただくか、代表企業を「応募～竣工・引渡し」と「開業準備～事業終了」など事業期間中に変更していただけないのでしょうか。	事業期間を区分けし、代表企業を設定することを認めます。事業期間の区分けは、募集要項P3に示す「施設整備期間」と「維持管理・運営期間」の2分割としてください。
37	募集要項	11	第3	1	(2)			代表企業の選定	施設整備期間から維持管理運営期間に移行するタイミングで代表企業を切り替えることをお認め頂けないでしょうか。それぞれの期間における主体業務を担う企業が代表企業に就いた方が状況の理解や対応について効率的かつ迅速に対応することが可能です。	No36の回答をご確認ください。
38	募集要項		第3	1	(3)	ア		本店又は支店・営業所	(ク) 香川県内に本店又は支店・営業所等で参加する者 (ケ) 東かがわ市の本店又は支店・営業所等で参加する者とありますが、応募資格として、香川県内、東かがわ市に本店又は支店・営業所は必須でしょうか。	必須条件ではありません。 (キ) に記載の 第3-1-(3)-イ-(エ)又は(オ)の応募者のうち、東かがわ市における令和3年度物品の購入等入札参加資格者名簿に掲載がない者（未登載者という。）について、(ク)又は(ケ)の条件に該当するものが参加する場合の条件であり、香川県内、東かがわ市に本店又は支店・営業所が必須の応募資格ではありません。
39	募集要項	11	第3	1	(3)	ア	(ウ)	共通の参加資格要件	「参加資格者名簿に登録されていない者は、国（独立行政法人を含む）又は他の地方公共団体から指名停止を受けていないこと。」とあるのは、東かがわ市の令和3年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている企業であれば、国又は他の（東かがわ市以外の）地方公共団体から指名停止を受けている期間であっても「建設に当たる者」としての参加資格要件を満たしている、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	募集要項	11	第3	1	(3)	ア	(キ)	物品の購入等入札参加資格者名簿	令和3年度物品の購入等入札参加資格者名簿に掲載があれば、業種名称は問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	募集要項	11	第3	(3)	ア	キ		参加資格	(キ)～(コ)について、東かがわ市の入札参加資格名簿に掲載の無いものはそれぞれ提出する納税証明書を示されておりますが、市外・県外の本社で応募する場合は国税のその3の3（R3年7月26日以降に発行）を提出するのみでよいという理解で問題ないでしょうか？	ご理解のとおりです。
42	募集要項	11	第3	1	(3)	ア	(コ)	入札参加資格者名簿の登録	応募者の構成員のうち、契約締結日において入札参加資格者名簿に掲載が無いものは…書類を提出することとありますが、「設計」、「工事監理」、「建設」に当たるものについては、それぞれの参加資格要件で規定されている通り、入札参加資格者名簿に登録されていないと参加できないのではないのでしょうか。	ご理解のとおり「設計」、「工事監理」、「建設」に当たるものについては、それぞれの参加資格要件で規定されているとおり、入札参加資格者名簿に登録されている必要がありますが、維持管理、運営企業に関しては入札参加資格者名簿に登録されていることを要件としていないため、記載しております。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
43	募集要項	11	第3	1	(3)			応募要件	香川県内に本社を置く企業は応募者資格要件の(キ)・(ク)の内、(ク)の要件を満たせば良いか？ご教示ください。	本社の位置は関係ありません。参加する者の所在地で判断してください。 香川県内の本社で参加する者の場合で、P14、第3-1-(3)-イ-エ)又は(オ)の応募者（維持管理にあたる者又は運営にあたる者）のうち、東かがわ市における令和3年度の物品の購入等入札参加資格者名簿に記載がない者で、香川県内かつ東かがわ市以外の市町村の本店・支店・営業所等で参加する者は、(キ)・(ク)の両方の要件を満たす必要があります。設計、工事監理、建設にあたる者はこの規定には該当しません。
44	募集要項	12	第3	1	(3)	ア	(7)		設計に当たる者として、設計JVで考えておりますがよろしいですか。設計JV場合は、入札参加資格者名簿の登録・企業の実績・管理技術者は、JV全体で資格要件をみればよろしいとの解釈でよろしいですか。	第3-1-(1)-アに記載のとおり、設計企業は複数の企業の共同とすることが可能であり設計JVでの参加が可能です。ただし、第3-1-(3)-イ-(7)に記載のとおり、設計JV参加全企業が設計企業の要件を満たしていただく必要があります。なお、dの要件の実績については、設計JVの代表企業が満たしていることを条件とします。また、管理技術者の要件は、JVとなるどちらの企業の技術者でも構いませんが、その個人が実績を有しているようにしてください。
45	募集要項	12	第3	1	(3)	ア	(7)		設計に当たる者として、設計JVで考えておりますがよろしいですか。設計JVの1社が施工会社を兼ね、また、設計JVのもう1社が工事監理者となることは可能でしょうか。	第3-1-(1)-アに記載のとおり、設計企業は複数の企業の共同とすることが可能であり設計JVでの参加が可能です。また、設計JVの1社が施工会社を兼ね、また、設計JVのもう1社が工事監理者となることも可能です。ただし、設計と工事監理の実績及び監理技術者については、設計企業及び工事監理企業のそれぞれが要件を満たす必要があります。
46	募集要項	12	第3	1	(3)	ア	(7)	b	一級建築士が2名以上所属している者であること。となっておりますが、会社全体での解釈でよろしいですか。	建築登録事務所単位で2名以上とします。
47	募集要項	12	第3	1	(3)	ア		参加資格要件	(ア)イ) b : aの登録にかかる設計事務所において、一級建築士が2名以上所属していることを示す書類提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	一級建築士が2名以上所属していることを示す書類提出も必要となります。雇用する一級建築士（最低2名）について、雇用関係を示す書類として一級建築士である社員の保険証の写しを提出していただくとともに、一級建築士免許証明書の写しもご提出ください。
48	募集要項	12	第3	1	(3)	ア		参加資格要件	(ア) c : 東かがわ市における令和3年度測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。の証明書類は参加資格審査資料として必要と考えてよろしいでしょうか。	東かがわ市ホームページの『東かがわ市温水プール整備運営事業に係るプロポーザルの実施について』中に、一部修正として掲載しているとおり、証明書類は必要ありません。
49	募集要項	12	第3	1	(3)	イ	(ア)	d	延床面積1,000㎡以上の屋内スポーツ施設とありますが学校等に併設される屋内施設（体育館）の実績を記載してもよろしいでしょうか。その際、建物全体の延床面積か、屋内施設部分のみの延床面積、どちらを記載すればよろしいでしょうか。	ご提示の条件は、学校等に併設される屋内施設（体育館）のみで延床面積1,000㎡以上あれば参加要件の実績として認めます。延床面積は、建物全体及び屋内施設の面積の両方を記載してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
50	募集要項	13	第3	1	(3)	イ	(イ) d		工事監理の実績として、「実施設計又は工事監理実績」を有するもの、とありますが設計の実績のみでも問題ございませんでしょうか。	設計の実績のみで問題ありません。
51	募集要項	12	第3	1	(3)	ア	(ア) e		管理技術者として、第3-1- (3) -イ-(ア)-d に掲げる実績となっておりますが、この実績の場合で建物が複合施設（高齢者・子育て支援等）において、建物内にフィットネス・介護予防などがあり、建物の延床面積が1,000㎡以上の場合、実績として判断していただけますか。	実績として、スポーツ施設が1,000㎡以上あることが必要です。ご提示の条件は実績としては認められません。
52	募集要項	12	第3	1	(3)	ア	(ア) e		管理技術者の選定については、2名体制でもよろしいですか。また、設計実績としては、どちらか1名にあればよろしいですか。	管理技術者は1名とし、実績はその1名が有しているようにしてください。
53	募集要項	12	第3	1	(3)	イ	(ア) e		管理技術者として、第3-1- (3) -イ-(ア) -d に掲げる実績を、とありますが掲げる実績での立場は求めませんかでしょうか。	実績上での立場は問いません。
54	募集要項	14	第3	1	(3)	(ウ)	e 様式2-6-3		「建設業法に従い適正な技術者を配置でき、募集要項等の公表時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。」と記載があります。様式2-6-3参加資格審査申請書（建設に当たる者）では配置する監理技術者を特定して記載することとなっております。配置する監理技術者は、適正な技術者であることを前提に、着工までの間に、変更が可能と考えて良いでしょうか。	工事施工中の途中変更を含め、原則不可とします。ただし、退職や長期入院など、市がやむを得ない場合と認めた場合のみ変更可とします。（企業の都合による途中変更は不可とします）
55	募集要項	14	第3	1	(3)	(ウ)	e 様式2-6-3		配置する監理技術者は建設にあたる者に問われる施工実績要件の施工経験は問われないと理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	募集要項	14	第3	1	(3)	(ウ)	e 様式2-6-3		配置する監理技術者について、変更が不可の場合、複数人を候補者として記載して、良いでしょうか。その場合、何人まで記載してよいかご教示ください。	人数制限なく、複数人の記載を可とします。
57	募集要項	14	第3	1	(3)	ア(ウ)	参加資格		参加資格のウについて25m以上の屋内プールの施設について継続して2年以上の管理実績を有していること。と記載がありますが、当該施設は直営でのフィットネスクラブ等とは似て非なるものであるため、公共施設の25m以上の屋内プールの施設の管理実績を有していることという理解で宜しいでしょうか。	運営に当たる者の参加資格は、記載しているとおり、「平成23年4月1日から令和4年1月7日までの間に、25m以上の屋内プールの施設について継続して2年以上の管理実績を有していること。」の条件に該当するものとします。
58	募集要項	14	第3	2			参加資格の確認及び失格要件		参加資格の確認は、項目ごとの記載日時点とありますが、「項目ごとの記載日」とは何を指すのでしょうか。	それぞれの要件項目に記載された日時点を指します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
59	募集要項	14	第3	2				参加資格の確認及び失格要件	「契約締結までの期間に、～失格とする。」とありますが契約締結とは基本協定または各業務契約どちらでしょうか。維持管理運営に関する契約は締結までに期間を要するため、基本協定締結として頂けないでしょうか。	契約締結までの期間とは各業務の契約締結までの期間を指します。なお、該当案件が発生した場合は、ただし書きの記載どおり参加資格要件を満たす企業を補充することを原則としますが、それが不可能な場合は、市と協議するものとします。
60	募集要項	14	第3	4	(1)			審査会	「東かがわ市温水プール整備運営事業審査委員会」の審査委員（名簿等）をお示しください。	審査委員は公表しません。
61	募集要項	15	第3	4	エ			審査結果	全提案者の評価結果は、審査講評として公表していただけますでしょうか。	審査結果の公表は、募集要項に記載のとおりとします。
62	募集要項	16	第4	1				事業者の募集及び選定スケジュール	「構成企業」の変更、「代表企業」の変更は、参加表明後も可能なのでしょうか。	原則不可です。ただしNo. 36の回答のとおり、事業期間の区分による代表企業の変更は認めます。
63	募集要項	16	第4	1				事業者の募集及び選定スケジュール	プレゼンテーションの実施は予定されていないと考えて宜しいでしょうか。	新型コロナウイルスの感染状況により判断しますが、プレゼンテーションは、令和4年1月24日に、原則対面にて行うこととしますが、状況によりWEBで実施する予定としています。
64	募集要項	16	第4	1				事業者の募集及び選定スケジュール	提案書類の受付締切が令和3年1月7日となっておりますが年末年始の煩雑な時期にあたり同年1月17日以降に変更頂けないでしょうか。	スケジュールの変更はできません。
65	募集要項	16	第4	1				事業者の募集及び選定スケジュール	令和4年1月7日の提案書類提出後、審査委員会に対する直接のプレゼンテーション・質疑応答は予定されていますでしょうか。また、予定されている場合、プレゼンテーション・質疑の時間、模型の使用、動画の使用等の制限事項を予めご教示ください。	No. 63の回答のとおりです。なお、プレゼンテーション方法及び制限事項について後日実施要項を公表します。
66	募集要項	16	第4	1				事業者の募集及び選定スケジュール	プレゼン・ヒアリングの開催有無についてご教示をお願いします。令和4年1月24日に第2回審査委員会（優先交渉権者の選定）と記載がありますが、これがプレゼン・ヒアリングでしょうか。また、実施要領のご提示をお願いします。	No. 63, 65の回答のとおりです。
67	募集要項	16	第4	2	(2)			現地見学会	現地見学会でご説明頂いた内容につきましては白鳥コミュニティ様からの要望など施設計画に重要な事項だと理解しております。別途追加資料として当日ご説明頂いた内容は書面にて公表頂けないでしょうか。	現地説明会での説明内容は市ホームページに掲載しました、「現地説明要旨」をご確認ください。なお、箇条書きしていませんので、現地での口頭説明とニュアンスが異なっているものがあるかもしれませんがご了承ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
68	募集要項	17	第4	2	(5)	ウ		提出書類	(2) 参加表明及び参加資格審査に関する提出書類について、公募資料には正本1部写し2部との記載ですが、様式集には正本1部副本1部との記載になっておりました。実際に提出するのはどちらになりますでしょうか？また、提出する際に押印書類・証明書類の原本が必要なのは正本1部のみ、副本となる内容は写して問題ないでしょうか。	参加表明及び参加資格審査に関する提出書類については正本1部、写し2部の提出をお願いいたします。なお、ご理解のとおり、提出する際に押印書類・証明書類の原本が必要なのは正本1部のみです。
69	募集要項		第4	2	(5)	(ウ)		納税証明書	国税及び地方税に未納がない旨の証明書について、本社が県外にあり、香川県内に支店・営業所が所在しない場合は、国税のみの提出という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ※契約締結する者の所在地で判断してください。（契約締結する者の本社所在地が東京都で香川県高松市に支店がある場合において、支店名で契約締結する場合は、国税と県税が必要。本社名で契約締結する場合は国税のみ）
70	募集要項	18	第4	2	(5)	(ウ)		上記様式に添付する資料	提出物のうち『上記様式に添付する資料』の部数に「正1部、写し2部」のご指定がありますが、（様式2-6-3）への添付を予定している書類の大半が、社に1部のみ正（又は原本）があるもの（例：建設業許可通知書、コリンズ竣工登録データ）や本人のみが正（又は原本）を所持しているもの（例：技術者の資格・雇用を示す書類）であるため、3部（各様式の正1部、写し2部に添付するもの）とも写し提出で可、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。No. 68の回答もご確認ください。
71	募集要項	18	第4	2	(8)			民間事業者との個別対話(2回目)の実施	個別対話の参加申し込みは、応募者グループ（複数企業）でありますが、何名まで参加可能でしょうか。	直接対話を実施する場合は、1企業当たり2名までとします。ただし、状況によりWEBでの個別対話を実施する場合には、人数制限は行いません。
72	募集要項	18	第4	2	(8)			民間事業者との個別対話2回目の実施	個別対話の目的の一つとして「貴市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすること」と記載されています。その目的を達成するために、対話は個別になされるものと理解しています。第2回目の対話は、第1回目の対話とは異なり、公告資料が公表された上での対話であり、検討の幅・深さもより高度化し、独自アイデア等をベース行われることとなり、対話自体が機密情報に該当するものと考えています。上記考え方より、対話内容については非公表として頂けますようお願い致します。尚、原則公表とする場合においても、事前に事業者側に開示可否を確認するとともに、最大限事業者側の意向に沿った対応を切にお願い致します。	個別対話の内容により対応を検討いたしますが、公募条件にかかわるものに関しては、原則、公表となりますが、開示する内容は事前に事業者に開示の可否についての確認を行うこととします。
73	募集要項	18	第4	2	(8)				民間業者との個別対話（2回目）の実施の際に、市との十分な意思疎通と市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないように、質疑提出の機会を与えていただけませんか。	個別対話実施時に質問をしていただくことは構いません。
74	募集要項	20	第4	2	(10)	(エ)		提出書類	技術提案に関する提出書類（様式6）の様式タイプにWordが指定されていますが、作成ソフトは自由とさせていただきますでしょうか。（イラストレーターなど）	図表等の作成においては、他のソフトウェアを使用して作成したものをWordに貼り付けて提出してください。ただし、どうしても貼り付けられない場合は、ソフト名がわかるようにしたうえで、データとPDFの両方を提出してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
75	募集要項	20	第4	2	(10)	(エ)		提出書類	設計に関する提出書類（様式7-3）の外観透視図で「アイレベル2面」が指定されていますが、「アイレベル1面+鳥瞰1面」とさせていただきますようお願いいたします。	利用者の目線での図面を重視しますので、アイレベル2面の提出をお願いいたします。
76	募集要項	20	第4	2	(10)	(エ)		提出書類	設計に関する提出書類（様式7-3）で、図面ごとの縮尺が記載されていますが、構成によって提案書の見易さを優先する場合などは縮尺は任意とさせていただきますようお願いいたします。	提案書の見易さに配慮する場合の縮尺変更は可とします。
77	募集要項	20	第4	2	(10)	エ		提出書類	様式7-3、g. 構造計画図 について具体的な必要図面の指定はございますでしょうか。ご指定がない場合、仮定断面程度と考えてよろしいでしょうか。	構造計画図については、構造計画の考え方（構造種別、基礎種別、構造計画の特徴、架構形式等）を記載してください。
78	募集要項	20	第4	2	(10)	エ		提出書類	様式7-3、h. i. 電気設備、機械設備計画図 について具体的な必要図面の指定はございますでしょうか。ご指定がない場合、各設備概要書及びプロット図程度と考えてよろしいでしょうか。	電気設備、機械設備計画図については、設備項目ごとの詳細を記載してください。
79	募集要項	20	第4	2	(10)	エ		提出書類	技術提案書内（様式6-1～9）に用いる図表及び透視図について、表現上の制約等はございますでしょうか。	提案書として見やすく作成していただくようお願いいたします。
80	募集要項	20	第4	2	(11)			提案価格の算定方法	市が支払う対価の合計を提案価格とすることとありますので、維持管理運営費については、事業者が見込む費用から利用者から得る収入を差し引いた金額を提案すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	募集要項	20-21	第4	2	(11)	(イ)a		提案価格の算定方法	施設整備費の備品費について、運営企業がリース等で調達する備品は維持管理運営費（運営費）として扱い、施設整備業務からは外してもよろしいでしょうか。	運営企業がリース等で調達する備品費は運営費として算定してください。ただし、募集要項 第4-2-1(12)の上限価格は変更しません。
82	募集要項	21	第4	2	(12)			上限価格	施設整備費と維持管理運営費それぞれに上限価格が設定されておりますが、別々に予算を策定し提案をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	募集要項	21	第4	2	(12)			上限価格	上限価格を超えた場合は失格という理解でよろしいでしょうか。下限価格は設定されているのでしょうか。設定されている場合下回った場合は失格という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、上限価格を超える場合には失格となります。下限価格は設定されておりません。
84	募集要項	21	第4	2	(12)			上限価格	他の事業においては施設整備費と維持管理運営費を合算して提示されるケースが多く見受けられますが、本事業において施設整備費と維持管理運営費を分割して上限価格を設定された意図をご教示ください。	本事業においては維持管理運営費の削減に重きを置き、一方施設整備費は合併特例債の活用を想定していることから、それぞれの金額を分けて評価することとしました。別添資料02事業者選定基準の価格点の算定方法もご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
85	募集要項	21	第4	2	(12)			上限価格	、貴市の資産価値を高めたいとの観点から施設整備にコストを掛けたいと考えます。そのための維持管理運営費と施設整備費が不均衡であることから、維持管理運営費と施設整備費を合算した額として改めていただけるよう、ご検討いただけないでしょうか。	施設整備費と維持管理運営費は合算しません。No. 84の回答もご参照ください。
86	募集要項	21	第4	2	(12)			上限価格	施設整備費、維持管理運営費の上限価格が設定されておりますが、それぞれの上限価格を合計した金額内とすることも可能として頂けないでしょうか。若しくは、「様式5-3 施設整備費内訳書」の「V. 各種備品調達等業務」を様式5-5、様式5-6に振り分けることを可能として頂けないでしょうか。	施設整備費と維持管理運営費は合算しません。No. 84、85の回答もご参照ください。
87	募集要項	21	第4	3	(1)	エ			審査会委員への働きかけを禁じていますが、東かがわ市温水プール整備運営事業審査会の委員を公表いただけないでしょうか。	No. 60の回答をご確認ください。
88	募集要項	21	第4	3	(1)		エ	審査会委員への面談	審査会委員の公表予定はありますでしょうか。誤解を招く行動を控えるためには公表を頂ければ幸いです。	No. 60の回答をご確認ください。
89	募集要項	23	第5	2				審査会の設置	審査会の委員への面談等が禁止されていますが、委員が不明ですと、誤って接触してしまう可能性があるため、委員の方々の開示をお願いいたします。	No. 60の回答をご確認ください。
90	募集要項	24	第6	1	(2)			締結時期	工事請負契約について、価格の提案から工事請負契約の締結まで1年以上が見込まれるため、その間の物価変動等による工事価格の変更には、応じて頂けると理解して宜しいでしょうか。	価格提案時から工事請負契約締結までの物価変動等による工事価格の変更については、物価の上昇、下降の如何に関わらず応じませんので、物価変動も考慮したうえで見積してください。
91	募集要項	24	第6	1	(2)			締結時期	工事請負契約の締結は、実施設計完了後となっておりますが、設計段階での市の要望等による変更・追加に伴う提案価格からの変動は工事請負契約金額に加味していただけると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、原則的に提案金額と工事請負契約金額の乖離は発生しないことを想定します。
92	募集要項	24	第6	1	(2)			締結時期	「工事請負契約：実施設計が完了し、建築確認申請の許可が見込まれる時点（令和4年度中を予定：議会の議決が必要）」とありますが、該当する議会の開催は令和4年の何月頃を予定しているのでしょうか。	設計の進捗によりますが、市では令和4年12月議会を想定しています。
93	募集要項	24	第6	1	(2)			締結時期	「工事監理業務委託契約：工事請負契約が議会で議決された日以降（令和4年度中を予定）」とありますが、該当する議会の開催は令和4年の何月頃を予定しているのでしょうか。	設計の進捗によりますが、市では令和4年12月議会を想定しています。
94	募集要項	24	第6	1	(2)			締結時期	「指定管理者の指定について 議会で 議決された日以降（令和5年度中を予定）」とありますが、該当する議会の開催は令和5年の何月頃を予定しているのでしょうか。	設計や工事の進捗によりますが、市では令和5年9月か12月議会を想定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
95	募集要項	24	第6	2				契約保証金	契約保証金の金額をご教示願います。	各契約書（案）約款内の契約の保証に関する要項をご確認ください。
96	募集要項	24	第6	2				契約保証金	契約保証金の具体的な金額及び預け期間等をご教示下さい。代わるものとして契約補償保険での対応は可能でしょうか？	No. 95の回答をご確認ください。
97	募集要項	25	第7	1	④	ア		定期モニタリング	定期モニタリングの開催数（例：1/月等）とモニタリングの方法を教えてください。	モニタリングについては別添資料8東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）別紙3をご確認ください。
98	別添資料01 要求水準書	目次	資料一覧	添付資料	別紙1	敷地案内図			添付されています敷地案内図のCADデータを貸与いただけませんか？その時、コミュニティ協議会の管理範囲と敷地分割の位置を明示していただけませんか？	CADデータは提供しません。また、コミュニティ協議会の管理範囲と敷地分割の位置については、令和3年10月15日に市ホームページで公表しました、参考資料1をご確認ください。
99	別添資料01 要求水準書	1	第1	3	⑤			基本方針	「建設費用も含む維持管理コスト削減や環境への配慮」とありますが、下記、空調・換気設備の基本事項に記載があるように、コスト面よりも省エネ重視でシステムを検討すると考えて宜しいでしょうか？	省エネを重視した設備を取り入れること、および維持管理費を削減することの両方を重視しておりますので、バランスの取れたご提案をお願いいたします。
100	別添資料01 要求水準書	1	第2	1	(1)	ア		工事	周辺道路の拡幅計画について、スケジュール及びその範囲をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書配布資料3をご確認ください。現在、実施設計中であり、工事施工時期は未定です。範囲については、現地説明会のとおりです。なお、詳細については判り次第周知することとします。
101	別添資料01 要求水準書	1	第2	1	(1)	ウ		工事	白鳥コミュニティセンターの多目的ホールについて、工事期間中におけるホール利用者が旧小学校正門を利用することは困難であると考えます。ホール北側の入口（2か所）を封鎖することは可能でしょうか。	地元との協議によりますが、多目的ホールを利用しながらの工事をしていただきますので、封鎖することは困難と考えます。よって、封鎖しない方法による施工方法を検討してください。
102	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(1)			開館日	週1回の定休日を設定のものとします。とありますが曜日の想定があればご教示ください。	特に想定は有りません。
103	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(2)			開館時間	開館時間は、建物の開館時間という理解になりますでしょうか。敷地全体の開館時間となりますでしょうか。	新温水プール建物の開館時間です。なお、敷地全体の開館時間は、多目的ホールの利用者がいますので、指定管理者である白鳥コミュニティ協議会とのの事前協議が必要となります。
104	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(2)			開館時間	学校水泳授業及び介護予防事業での利用中は、一般客の受入を想定しないとされていますが、学校水泳授業及び介護予防事業は同時に開催されることを想定されているのでしょうか。	学校水泳授業及び介護予防授業は同時に開催されることも想定されます。詳細は、担当課との協議が必要です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
105	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(2)			開館時間	①整備を想定している広場について開館時間以外の一般解放は必須でしょうか。 ②広場開放の有無については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 ③常時解放の場合、第三者による当該施設破損等のリスクは貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	①②広場の一般開放は必須ではなく、事業者提案にゆだねますが、隣接する多目的ホールを利用する方の駐車場が共用であることから、地元コミュニティ協議会等との協議により決定していただきます。 ③ケースごとに異なると考えますので、その都度の協議とします。
106	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(2)			開館時間	10:00から20:00を基本として、9:00から開館する時間の前倒しや閉館時間を22:00までとするような延長等の提案は受け入れていただけますでしょうか。	開館時間の延長を認めます。ただし、延長した時間帯は、自主事業あるいは自由提案事業とします。
107	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(2)			開館時間	お示し頂いている開館時間は10:00-20:00まで予定されていますが、これを遵守が必須でしょうか？ご教示ください。	No. 106の回答をご確認ください。
108	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(1)			開館時間	一般利用者向けの開館時間は、10:00～20:00迄とありますが、会員利用を提案した場合、会員利用も同様と考えて良いのでしょうか？	開館時間の延長や、会員利用限定の開館時間設定も認めます。ただし、会員利用限定の開館時間帯は、自主事業あるいは自由提案事業とします。
109	別添資料01 要求水準書	3	第1	7	(1) (2)			開館日・開館時間	記載された範囲を超えての設定も可能との理解でよいでしょうか。	開館時間の延長および開館日数の拡大を認めますが、それぞれメンテナンスに必要な休業日数なども適宜設定し、一般利用に影響が出ないようにしてください。また、拡大した時間等は自主事業あるいは自由提案事業とします。
110	別添資料01 要求水準書	3	第1	8	(1)	-		開発行為	区画形質の変更に該当するかと思いますが、開発行為に該当しますでしょうか。また開発行為にあたる場合の計画の要件をご提示ください。	基本的には香川県「開発許可の手引き」によりますが、計画ごとの判断となりますので、東かがわ市都市整備課と事前協議をお願いします。
111	別添資料01 要求水準書	3	第1	8	(1)	-		開発行為	開発許可が必要な場合、設計期間9か月の期間内に工事及び検査を完了した上で建築確認を行うことは難しいかと思われますので、開発許可不要と捉えて宜しいでしょうか。	No110の回答をご確認ください。
112	別添資料01 要求水準書	3	第1	8	(1)			法令等	地目変更及び多目的ホールとの敷地分割のみであれば都市計画法第29条の開発許可不要という理解で宜しいでしょうか。	No110の回答をご確認ください。
113	別添資料01 要求水準書	3	第1	8	(1)			法令等	水路を付け替えた場合、都市計画法第29条の開発許可は不要という理解で宜しいでしょうか。	No. 110の回答をご確認ください。
114	別添資料01 要求水準書	3	第1	8	(1)			法令等	開発の要否、インフラの最新状況調査などは、現段階で各応募者がそれぞれの担当部局と協議することになるのでしょうか。	開発行為における手続き等の要・不要については、応募者で確認し、必要な場合はその手続き等を行ってください。また、インフラの最新状況調査などは、現段階で各応募者がそれぞれの担当部局と協議して決定してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
115	別添資料01 要求水準書	6	第1	8	(3)			要項・基準等	遵守すべき要項・基準等に「プール公認規則」及び「公認プール施設要領」が含まれておりますが、本施設において公認を取得することが求められるのでしょうか。	市としては、公認の取得は不要です。
116	別添資料01 要求水準書	3	第1	10	(2)			具体的手順	事業期間終了時の1年前までに施設劣化調等を実施とありますが、その調査に関わる費用は、事業者負担でしょうか？ご教示ください。	施設劣化調査は業務の範囲内ですので、事業者の負担とします。
117	別添資料01 要求水準書	7	第1	13	(2)			市との協議	定例会の開催計画を教えてください。(頻度等)	月2回程度を想定しております。
118	別添資料01 要求水準書	7	第1	13	(3)			関係者協議会	関係者協議会を設置し、参加することとあるが、設置及び開催は貴市が主体的に実施するのでしょうか。	関係者協議会の設置は市が行います。
119	別添資料01 要求水準書	7	第1	13	(3)			市および関係者との調整	「関係者協議会」の開催頻度をご教示願います。	No. 117の回答をご確認ください。
120	別添資料01 要求水準書	8	第1	13	(3)			水利組合	施設からの排水の協議対象となる、水利組合をご教示願います。	市が聞き取りで確認している、忠座堀水利組合、庵の堀水利組合、久詰池水利組合、湊水入水利組合、庵の堀水利組合です。なお、水利が入り組んでいる場所でもありますので、排水方法により他の水利組合も協議対象となる場合もあります。協議の必要がある場合は、事前に市に申し出て下さい。
121	別添資料01 要求水準書	8	第1	13	(5)			感染症対策	対策方法としてwebによる打合や協議は開催可能なものと考えて宜しいでしょうか。	直接での打合せや協議を基本としますが、やむを得ない場合はWEBでの開催も可能です。ただし、市担当者側での機材の準備及びWEB利用可能会場の確保については事前の日程調整が必要となります。
122	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		白鳥コミュニティ協議会	白鳥コミュニティ協議会との協議は、貴市が行うのでしょうか。それとも、事業者が協議を行っていくのでしょうか。また、それらは提案書類提出前についても同様でしょうか。	No. 117、118の回答をご確認ください。また、提案書類提出前の協議会への問い合わせは、直接で構いませんが、グループの代表1社が行うようにしてください。
123	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	既存建屋は令和4年度に全て解体予定とありますが、竣工予定は4年度中のいつ頃想定されておりますか。設計・施工の工程設定に必要となります。	No. 11の回答をご確認ください。
124	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	校舎周りの舗装部分も全て解体撤去されるとの認識で宜しいでしょうか。	多目的ホール管理エリア以外については、用水路を除くすべてを解体撤去する予定です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
125	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	既存建屋に杭がある場合、その杭も全て引抜き撤去されるとの認識で宜しいでしょうか。	現地見学会での説明のとおり、杭が発見されれば、杭の頭を取り除くのみで埋戻し、残った杭は座標で管理する予定です。
126	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	杭に限らず、地中障害物は一切無い状態（判明している既存水路は除く）で引き渡されるとの事で宜しいでしょうか。また、施工中に予期しない障害物が出た場合は、撤去にかかる費用・工期について精算して頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	地中障害物の有無は確認していません。杭については、No.125の回答をご確認ください。その他の障害物については、現在公表されている資料や、現地の状況から合理的に判断しえない条件や障害物についての対応費用が発生した場合、別途となります。
127	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	引き渡された地盤面は建設重機類が支障無く進入し、施工できる状態であるとの認識で宜しいでしょうか。	現地見学会でご確認いただいたとおりです。また、別添資料1 要求水準書の配布資料2を参照してください。
128	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	工事中の仮設事務所・駐車場等の設置場所に指定はありますか。また、事業者以外の管理者用に事務所スペース・什器備品等を確保する必要の有無をご教示下さい。	工事中の仮設事務所・駐車場等の設置場所の指定はありませんが、多目的ホール利用者等への配慮（通路、駐車スペースなど）は必要です。また、事業者以外の管理者用に事務所スペース・什器備品等を確保する必要は、事業者において判断してください。
129	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	残土置場、残土搬出先に指定はありますか。搬出先指定がある場合、運搬距離をご指示下さい。	残土置場、残土搬出先の指定はありません。法令等を遵守し、適切に処理等を行ってください。なお、残土処分については、法令違反等の確認のため伝票等で適切に処分しているか確認することとなります。
130	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	工事用の仮設電気及び仮設用水を設定している位置をご指示下さい。	設定はありません。
131	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	仮設排水の放流場所をご教示下さい。また、放流の際には、沈殿池の設置等の仕様や排水条件がありましたらご教示下さい。	指定はありませんが、地元水利関係者との協議が必要です。
132	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	近隣協定等からの施工制約（作業時間・搬出入経路）や入退場のルールの特異性の有無（特殊施設への接近禁止等）がありましたらご教示下さい。	現時点では、確認していませんが、配慮は必要です。なお、一部の方からこども園の送迎や地元住民の通行に支障がないように、周辺道路におけるダンプ等の工事車両の待機はしないようにとの声はありました。
133	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概況	既存施設解体後のインフラ整備状況（電気、上水、通信、排水管路等）についてご教示下さい。（多目的ホールへのインフラ供給を含む）	排水のインフラの状況については、要求水準書配布資料をご確認ください。その他のインフラ整備状況は、企業側でご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
134	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概況	現況のインフラルート（電気、上水、通信等）をご教示下さい。	No. 133の回答をご確認ください。
135	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概況	事業用地利用について引き続き協議を行うこととする、とありますが、事業用地利用とは、現地見学会の説明により、駐車場整備と考えてよろしいでしょうか。他にも想定されることがあればご教示願います。	駐車場整備の他、施設内道路や西門周辺の石碑移設を含む整備計画、用水路の移設など事業に係る用地利用全般についてです。
136	別添資料01 要求水準書	13	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	開発許可の要否判断、造成費用の算出に必要なため、既存建物解体後の地盤レベルを質疑回答時にご提示頂けるとして宜しいでしょうか。	現時点では、運動場及び敷地内の用水路の天端の高さを予定しています。
137	別添資料01 要求水準書	13	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概要	既存建物の基礎解体によってどの程度掘削・埋め戻しが発生したか（地盤の乱れ）を把握し設計に活かすため該当部分の図面を質疑回答時にご提供頂けるとして宜しいでしょうか。	質問回答時にご提供できる図面はありません。
138	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	ウ		事業区域の概況	現地見学会でも説明がありましたが、既存建物には杭は見当たらないとの事ですが、その他、地中障害が発見された場合の調査や撤去費用については、別途と考えてよろしいでしょうか。	現在公表されている資料や現地の状況から合理的に判断しえない条件や障害物についての対応費用は別途となります。
139	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	エ		地盤状況	工事中に、公表資料から想定し得ない地中埋設物が発見された場合、その撤去費用等は貴市の負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 138の回答もあわせてご確認ください。
140	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	エ		地盤状況	地盤調査の結果、公表資料からは想定し得ない地盤の状態であり、施設の設計変更が余儀なくされる場合、当該変更に伴う設計費及び工事の変更は貴市の負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 No. 138の回答もあわせてご確認ください。
141	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	オ		土壌調査	土壌調査の結果、土壌汚染等が発見された場合には、追加調査及び対策費用は貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	オ		土壌調査	実施方針の質問回答では、過去の経過から土壌汚染はないと思われるとのことでしたが、貴市が当該予定地にて土壌調査を実施されたことはあるのでしょうか。もし実施されたのであれば結果の公表をしていただけないでしょうか。	当該予定地にて土壌調査は実施していません。
143	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	カ		測量	現況測量データをPDFでいただいておりますが、CADデータ（DXF、SFC、AutoCAD、JWW等の線データ）で提供いただくことは可能でしょうか。	No. 98の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
144	別添資料01 要求水準書	9	第2	1	(1)	キ		敷地境界	南側道路の具体的な拡幅予定幅を御教示下さい。 幅員を最低限4m確保できる程度と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、水路に蓋が消した部分も含め6mを予定しているとのことです。道路拡幅用地はすべて新温水プール事業用地側で確保します。なお、詳細は未定であり、道路法線により6m以上となる箇所があります。
145	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	キ		敷地境界	「敷地境界画定業務は事業者の負担」、「事業予定地側で市道拡幅予定」とございますが、拡幅する道路整備設計、工事は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、道路拡幅に伴う敷地境界確定は実施しません。
146	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	キ		敷地境界	「資料1_測量調査結果」から敷地境界の座標が読み取れません。座標データをご提供いただけますでしょうか。	公表できるデータは配布資料以外にございません。
147	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	キ		敷地境界	「資料3白鳥コミュニティセンター多目的ホール図面」の市道拡幅幅員は未定とございますが、いつ頃決まると考えて宜しいでしょうか。	No. 144の回答をご確認ください。
148	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	キ		敷地境界	市道拡幅及び多目的ホールとの敷地分割により想定される道路境界線及び隣地境界線の詳細が分かる資料ご提示をいただけますでしょうか。	令和3年10月15日に公表した資料をご確認ください。
149	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	ク		敷地内既存樹木等	「敷地内にある樹木等については原則市が全て撤去するが、地元要望により残置または移設する場合がある。」とございますが、移設する場合は貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	ク		敷地内既存樹木等	「敷地内にある樹木等については原則市が全て撤去するが、地元要望により残置または移設する場合がある。」とのことですが、残置有無はいつ頃公表いただけると考えて宜しいでしょうか。	現時点では、残置はないと想定しています。なお、樹木等で残す予定のあるものは、本事業の敷地外へ移設することとしており、残置する者は原則ない予定です。
151	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(1)	ク		敷地内既存樹木等	①既存樹木について地元要望による残置または移設の要望はいつ情報開示されるのでしょうか。 場所によっては提案プラン配置へ影響があるため早急にご提示ください。 ②移設の場合は貴市にて行って頂きますでしょうか。枯れ死する可能性があるため事業者で実施することはリスクがあります。事業者で移設する場合は枯れ死保証は無しとしてください。	①No. 150の回答をご確認ください。 ②No. 149の回答をご確認ください。
152	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(2)	ア		想施設面積	諸室計画 (P. 16) を考慮すると、想定施設面積を上回ると考えますが、どのような考えのもと、想定されたのでしょうか。	施設面積内には必要諸室をすべて含む想定です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
153	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(2)	ア		想定施設面積	約2,200㎡が想定されているが、上限・下限の面積は設定されているのでしょうか。	施設面積については上限・下限の設定はなく、2,200㎡は目安となります。
154	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(2)	ア		想定施設面積	想定施設面積が「約2,200㎡」と記載がありますが、増減はどの程度許容されますでしょうか？	No. 153の回答をご確認ください。
155	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(2)	ア		想定施設面積	要求水準を満たす場合、想定面積である2200㎡をオーバーしてしまいます。想定面積の算定根拠をお示し頂けないでしょうか。	No. 152、153の回答をご確認ください。
156	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(2)	ア		想定施設面積	要求水準で求められている施設構成に基づいて計画を行った場合、記載の約2,200㎡を大きくオーバーします。想定施設面積の根拠についてご提示お願いします。	No. 152、153の回答をご確認ください。
157	別添資料01 要求水準書	10	第2	1	(2)	イ		施設構成	①会議室については一般利用は想定しないという理解でよろしいでしょうか。 ②会議室を利用していない場合はコミュニティスペースや休憩室として開放することは可能でしょうか。	①一般利用も可とします。 ②会議室の利用方法については事業者提案にゆだねます。ただし、コミュニティスペースはいつでも利用できるスペースとします。
158	別添資料01 要求水準書	10	第2	2	(2)	ア		用途	建物用途は水泳場として法別表1(3)項学校、体育館等に該当することで宜しいでしょうか。	プールのみであればご理解のとおりと思われますが、その他の用途や提案等、全体の用途を加味して建築主事等に確認してください。
159	別添資料01 要求水準書	10	第2	2	(2)	ア		用途	防火対象物は(15)項に該当することで宜しいでしょうか。	防火対象物の(15)項に該当すると思われますが、その他の用途や提案等、全体の用途を加味して所轄消防署に確認してください。
160	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	イ		施設構成	駐車場150台以上は職員駐車場も含まれると考えてよろしいでしょうか。	職員駐車場は含みません。
161	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	イ		施設構成	駐輪場、自動2輪の必要台数をご教示ください。	駐輪場、自動2輪の台数については事業者提案にゆだねます。なお、学校授業によるプールの利用時に自転車で施設利用した場合の駐輪場は考慮する必要はなく、駐車区画を臨時的に駐輪場区画として利用することで可とします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
162	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	イ		施設構成	駐車場の150台以上、白鳥コミュニティ協議会との共同駐車場と記載がありますが、現地見学会の説明より、白鳥コミュニティ協議会は使用しないと考えてよろしいでしょうか。	現地説明会の説明どおり、本施設の駐車場は白鳥コミュニティ協議会との共同利用です。現時点では、年数回のイベント時に大勢が集まるため駐車場が必要とことで、温水プール側と事前協議を行い、問題がないようにと伝えています。白鳥コミュニティ協議会の必要台数はイベント時等に最大100台程度を想定しています。また、通常利用時に多目的ホールの利用者が、整備した駐車場を利用することも可としています。
163	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	イ		施設構成	白鳥コミュニティ協議会が使用される必要駐車台数をご教示下さい。また、白鳥コミュニティ協議会管理予定区域内に確保すると考えてよろしいでしょうか。	白鳥コミュニティ協議会が通常使用される必要駐車スペースは、白鳥コミュニティ協議会管理区域内で整備することとしています。併せて、No.162の回答をご確認ください。
164	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	イ		施設構成	職員用休憩室・更衣室の項目における職員とは、事業者の運営者の職員という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	ウ		自由提案施設	自由提案施設を整備した際はその施設面積に応じて、行政財産の使用料等が発生するという理解で宜しいでしょうか。また、発生する場合は年間の基準額をお示しください。	事業の内容面積により、使用料が変わります。
166	別添資料01 要求水準書	11	第2	1	(2)	ウ	(エ)	自由提案施設	「所有権は、原則、事業者にあるものとする」とありますが、施設の所有にあたり、土地の賃借条件等について、ご教示ください。	土地については行政財産の貸付けを予定しております。詳細は、東かがわ市公有財産管理規則をご確認ください。
167	別添資料01 要求水準書	12	第2	2	(1)	イ	(サ)	配置・外部動線	用水路の移設にあたっては地元水利組合と事前に協議することとされておりますが、提案段階において地元水利組合との協議・打合せは可能と考えてよろしいでしょうか。また、協議先となる地元水利組合の概要についてご教示ください。	提案段階において地元水利組合との協議が可能です。協議対象となる水利組合はNo.120の回答をご確認ください。
168	別添資料01 要求水準書	12	第2	2	(1)	イ	(サ)	水利組合	用水路を移設する場合、協議対象となる水利組合をご教示願います。	No.120の回答をご確認ください。なお、使用する用水路により、水利組合が異なります。
169	別添資料01 要求水準書	13	第2	2	(1)	ケ	(オ)	浸水・冠水対策	「建物部分の地盤面は現状よりも50cm以上高くするなど」とございます。開発許可の「形」の変更の地盤面を30cm以上の盛土となりますが、公益上必要な建築物との扱いで許可の不要な開発行為となるか協議済みでしょうか？	担当課によると、条件にもよりますが3,000㎡以上、または30cm以上の切盛土となる場合に、開発許可の対象と成り得ることです。なお、本事業においては、公益上必要な建築物には該当しないとの回答でした。いずれにしても、個別案件ごとの判断となります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
170	別添資料01 要求水準書	13	第2	2	(1)	ケ	(ウ)	浸水・冠水対策	「建物部分の地盤面は現状よりも50cm以上高くするなど」とありますが、地盤面を高くすることそのものが要求水準ではなく、建物の1階の床高さを地盤面よりも50cm以上高くするなど浸水・冠水対策を行うことでもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、建物の1階の床高さを地盤面よりも50cm以上高くする方法とした場合は、50cm以下の浸水・冠水があった場合でも、建物に影響がなく、その後も問題なく使用できることが条件となります。
171	別添資料01 要求水準書	13	第2	2	(1)	ケ	(オ)	浸水・冠水対策	建物部分の地盤面は現状よりも50cm以上高くするとありますが、アプローチに支障がないように設計する前提でFLを50cm以上高くすることで対応しても宜しいでしょうか。	ご提案のとおりで問題ございません。併せて、No. 170の回答もご確認ください。
172	別添資料01 要求水準書	13	第2	2	(1)	ケ	(カ)	災害または緊急時等対応	公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の受入について、運行停止等により本施設に影響を及ぼすと考えられる公共交通機関についてご教示ください。	J R 四国及び大川バスを想定します。
173	別添資料01 要求水準書	13	第2	2	(1)	ケ	(カ)	災害または緊急時対策	災害時の多目的ホール（広域避難所）の補完施設的な役割について、想定される機能をお示し下さい。	帰宅困難者の受け入れ等を想定します。
174	別添資料01 要求水準書	15	第2	2	(3)	ア	(7)	各施設・各諸室計画	「既存プールにある諸室の面積」を確認するために、引田温水プールの図面等をご提供いただけますでしょうか。	既存プールの状況については「温水プール建設基本構想」をご確認ください。
175	別添資料01 要求水準書	15	第2	2	(3)	ア	(ア)	各施設・各諸室計画	①提案プランとの照合の為に既存施設の諸室リストを公表頂けないでしょうか。 ②各諸室の面積は既存プールにある諸室の面積かそれ以上を目安として設定することとありますがあくまで目安であり、事業者が有意義な提案であると判断し面積を下回った場合でも要求水準未達にはならないという理解でよろしいでしょうか。	①既存プールの状況については「温水プール建設基本構想」をご確認ください。 ②合計面積である約2,200㎡は目安ですが、諸室によっては大きさを明確に設定し、提案の基礎審査項目としているものもございます。別添資料1 要求水準書及び別添資料3 事業者選定基準をご確認いただいたうえで、十分な面積を確保してください。
176	別添資料01 要求水準書	15, 16	第2	2	(3)	アイ	(7) (7)	共通事項 諸室計画	歩行用プール、小プール、ジャグジーの想定サイズを御教示下さい。 既存プールを最低限の基準と考える場合にあたり、既存プールの寸法、仕様等がわかる図面のをご提供いただけないでしょうか	歩行用プール、小プール、ジャグジーの想定サイズはNo. 177をご確認ください。 既存プールについては、No. 174の回答をご確認ください。
177	別添資料01 要求水準書	16	第2	2	(1)	イ	(ア)	プールエリア	歩行者用プール、小プールにおいて想定されている平面寸法、水面積をご教示ください。	歩行用プール及び小プールの寸法・水面積は既存プール内の同種プールのサイズをご参照いただき、同等かそれ以上の大きさで整備をお願いいたします。既存プールの大きさについては「温水プール建設基本構想」に記載があります。ただし、小プールは学校水泳授業で使用することから、学校水泳授業の基準に沿った整備をしてください。
178	別添資料01 要求水準書	16	第2	2	3	イ	(ア) (イ)	25mプール	水深を確保することにより、スタート台を使用した飛込が可能となりますが、逆に学校授業での仕様や一般利用に支障きたすと思われるが、いかがお考えでしょうか。	水深の確保によるスタート台の設置は必須ではありません。水深を深くすることにより、学校授業での使用や一般利用に支障をきたす場合は、対応策が必要と考えます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
179	別添資料01 要求水準書	16	第2	2	(3)	イ	(イ)	歩行用プール	プール水槽は角が丸くない長方形にすることとありますが、長方形でなければならない根拠、及び長方形でないものを検討している場合の問題点などをご教示ください。	既存プールの歩行用プールが角丸の形状となっており、現場で指導を行う職員から「角丸は指導がしにくく、長方形としたい」という意見が上がっていたため、形状を規定しています。
180	別添資料01 要求水準書	18	第2	2	(3)	イ		諸室計画	スタジオのエ)に「音響設備を備え」と書かれています、CDプレイヤーは必要でしょうか。	スタジオ内には音響設備を設置することが必要ですが、設備の種類はCDプレイヤー等に限定しません。スタジオでの運営業務に必要なものであり、説明ができるのであれば設置は可とします。
181	別添資料01 要求水準書	18	第2	2	(3)	イ		諸室計画	スタジオのエ)に「音響設備を備え」と書かれています、音楽配信の接続ができる装置が必要でしょうか。	スタジオ内には音響設備を設置することが必要ですが、設備の種類は音楽配信の接続ができる装置は特に必要ありません。
182	別添資料01 要求水準書	18	第2	1	(3)	イ	(ウ)	共用エリア	観覧席の人数想定があれば、ご教示ください。	人数設定は事業者提案にゆだねます。
183	別添資料01 要求水準書	18	第2	2	(3)	イ	(ウ)	共用エリア	(室名・項目) ホール 健康づくりスペースは省スペースの簡易なものと考えてよろしいでしょうか。	スペースの計画は事業者提案にゆだねます。
184	別添資料01 要求水準書	18	第2	2	(3)	イ	(ウ)	ホール	構内情報通信網設備にある市内無料通話用電話設備とは公衆電話との解釈で良いか？ご教示ください。(※P21にも同様の記載あり)	市内無料通話用電話設備は公衆電話とは別物です。 なお、市内無料通話用電話設備とは、東かがわ市では告知放送端末を使った東かがわ光サービスを提供しており、緊急情報など市からのお知らせのほか、市内無料電話や自治会内でのグループ放送などが利用できます。また、東かがわ市内で(株)STNetが提供する「光ねっと」、「光てれび」や(株)ケーブルメディア四国が提供する「ケーブルテレビ」のサービスを利用も告知放送端末の設置することにより、利用が可能となる設備のことです。なお、この告知放送端末には、全国瞬時警報システム(Jアラート)と接続されており、緊急地震速報や津波警報、気象警報などが流れるようになっていきますので、館内に放送できるようにしてください。
185	別添資料01 要求水準書	18	第2	2	(3)	イ		諸室計画	ホールのエ)に「市の告知放送端末を設置」と書かれています。端末装置の内容をご指示願います。	告知放送端末を設置することにより、市からの告知ができる設備です。市が設置しますので施設内の配管ができるようにしてください。
186	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	外構等	駐車場150台以上の中に、車いす優先区画、関係者用駐車スペースは含まれますでしょうか。	駐車場の台数に、車いすの駐車スペースは含まれていますが関係者用駐車スペースは含まれていません。
187	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	外構等	原動機付自転車および自動二輪車の駐輪場、自転車の駐輪場を計画するにあたり、当施設及び白鳥コミュニティ協議会の想定利用台数をご提示いただけますでしょうか。	No. 161の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
188	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	外構等	「駐車場・駐輪場」の(エ)臨時バスの降車場について、このバスはマイクロバスと同程度を想定することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	外構等	「駐車場・駐輪場」の(ウ)関係者用の駐車スペースについて、適宜確保とありますが、これは利用者用150台以上とは別に確保することでしょうか。	No. 162の回答をご確認ください。
190	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	外構等	「駐車場・駐輪場」の(キ)自転車の駐輪場について、適宜とありますが具体的な駐輪台数の要求水準はないと考えてよろしいでしょうか。	No. 161の回答をご確認ください。 駐輪場の駐輪台数の要求水準はありません。
191	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	諸室計画 外構等	駐車場150台の中に白鳥コミュニティ協議会利用の駐車場も含まれている認識でよいでしょうか。また、想定台数を御教示下さい。	No. 162の回答をご確認ください。
192	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ	(エ)	諸室計画 外構等	原動機付自転車、自動2輪、駐輪場台数については適宜、とありますが、既存施設の利用実態等、参考になるデータがありましたらご提供いただけないでしょうか。	No. 161の回答をご確認ください。 既存施設の利用実態など参考となるデータはありません。
193	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ		諸室計画	駐車場・駐輪場の要求水準で「関係者用の駐車スペースを適宜確保」と記載がありますが、何台程度必要でしょうか？	No. 161の回答をご確認ください。
194	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ		諸室計画	駐車場・駐輪場の要求水準で「原付および自動二輪車を適宜確保」と記載がありますが、それぞれ何台程度必要でしょうか？	No. 161の回答をご確認ください。
195	別添資料01 要求水準書	19	第2	2	(3)	イ		諸室計画	駐車場・駐輪場の要求水準で「駐輪場を適宜確保」と記載がありますが、何台程度必要でしょうか？	No. 161の回答をご確認ください。
196	別添資料01 要求水準書	20	第2	2	(5)	ア	(カ)	基本事項	「使用料が分かる電力量計を必要箇所に設置する」と書かれていますが、必要箇所の範囲をご指示願います。	指定は有りません。
197	別添資料01 要求水準書	20	第2	2	(5)	ア	(カ)	基本事項	「電話、テレビ、LAN等の各設備は、・・・必要な数量を見込むこと。」と書かれていますが、必要な諸室をご指示願います。	運営上必要な箇所に設置してください。
198	別添資料01 要求水準書	20	第2	2	(5)	ア	(カ)	基本事項	「電話、テレビ、LAN等の各設備は、・・・必要な数量を見込むこと。なお、利用状況が変更することも考慮して、無線以外の設備も適宜配置すること。」と書かれていますが、無線以外の設備とはどのような設備でしょうか、ご指示願います。	無線以外の設備は事業者の提案にゆだねます。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
199	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	エ	(7)	自家発電設備	「停電対策として、長時間運転が可能な非常用発電機を採用すること」と書かれています、連続運転は何時間と考えれば宜しいでしょうか。	連続運転時間は事業者にゆだねます。なお、施設規模や用途による非常用電源は確保してください。
200	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	エ	(7)	自家発電設備	非常用発電機での電源供給範囲は法的な非常用設備で宜しいでしょうか、その他供給するエリア又は設備が有ればご指示願います。	ご理解のとおりです。その他供給するエリアまたは設備は事業者の提案にゆだねます。
201	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	オ	(4)	受変電設備	「増設・更新スペースを確保すること」と書かれています、増設スペースとは、MCCB増設スペースとトランス容量と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	オ	(4)	受変電設備	上記の場合、MCCB増設スペースとトランス容量は本施設容量に対して、何%の増設スペースと容量が必要でしょうか。ご指示願います。	ブレーカは必要個数の2割程度、キュービクルは1面分のスペース確保するようにしてください。将来高圧分岐、トランス増設ができるように)
203	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	カ	(7)	構内情報通信網設備	「WEB会議用の設備を整備すること」と書かれています、会議室に設置すれば宜しいでしょうか。ご指示願います。	会議室にてWEB会議が行えるように設備を整備してください。
204	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	カ		構内情報通信網設備	市内無料通話用電話設備を設置することとありますが、通信費は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	現時点では、告知放送端末による市内通話は無料ですが、それ以外の(株)STNetが提供する「光ねっと」、「光てれび」や(株)ケーブルメディア四国が提供する「ケーブルテレビ」のサービスを利用する場合は事業者負担となり、その費用は維持管理運営費に含まれています。
205	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	キ		構内交換設備	構内交換設備の通信費は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	No. 204の回答をご確認ください。
206	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	シ		テレビ共同受信設備	テレビの受信は地上波と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	別添資料01 要求水準書	21	第2	2	(5)	セ		防犯管理設備	機械警備機器等を機械警備会社からのレンタル品(維持管理運営企業と機械警備会社とのレンタル契約)として調達することも可能でしょうか。	機械警備機器等はレンタル品として調達することも可とします。
208	別添資料01 要求水準書	22	第2	2	(6)	ア	(ア)	基本事項	本案件では建設費用削減よりも、高効率機器を採用する方向で計画をすすめると考えますか宜しいでしょうか	建設費の削減は本事業の基本方針にはありません。一方、高効率機器の採用などにより、維持管理費を削減することは推奨しておりますので、優れた提案を期待します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
209	別添資料01 要求水準書	22	第2	2	(6)	ア (ア) e		機械設備計画	「水温は26℃～31℃で維持可能な設備とすること」と記載がありますが、31℃以下を想定した場合、プール水の昇温システムに加えて、プール水の冷却についても想定する必要がありますので、31℃を維持可能な設備とすることと考えても宜しいでしょうか。	26～31℃の範囲に水温が収まるよう調整していただければ問題ありません。
210	別添資料01 要求水準書	23	第2	1	(6)	イ	(エ)	排水設備	「c. 排水時には排水の水質・水温等による周辺環境への影響を軽減させる」との記載があるが、水温は26～31℃程度であれば問題はないでしょうか。	農作物や環境に配慮した水温や水質や水温で排水してください。なお、プール排水については、排水管出口より下流の水利組合との協議が必要です。
211	別添資料01 要求水準書	23	第2	1	(6)	イ	(カ)	ガス設備	「当該地区のガス供給事業者の規定」とありますが、ガス供給事業者は香川県内のガス供給事業者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、地元ガス会社へのご配慮もお願いします。
212	別添資料01 要求水準書	25	第3	2	(1)	ウ		各種申請・許認可取得手続き等	「各種申請・許認可取得の手続き等を行うこと」とございますが、申請手数料は事業者負担となりますでしょうか。	各種申請・許認可取得手続きは業務の一部になりますので、手続きに係る業務に係る費用を見込んだ提案金額としてください。
213	別添資料01 要求水準書	29	第3	2	(3)	ウ	(イ)	e. その他	「建築物総合環境性能評価システム評価書」とございますが、ランク基準はどちらを想定されていますか。	ランクの基準はありません。
214	別添資料01 要求水準書	30	第3	2	(3)	エ		内外観の説明	模型作成に関する記載がありますが、材質等の仕様は指定なしと捉えて宜しいでしょうか。	模型の材質等の仕様は事業者の提案にゆだねますが、展示の可能性もありますので、長年の劣化にも耐えうる材質としてください。
215	別添資料01 要求水準書	30	第3	2	(3)	エ		内外観の説明	模型は建物のみ（A3サイズ以上）と敷地全体（A0サイズ）の2台での制作と考えてよろしいでしょうか。	模型は建物のみ（A3サイズ以上）1台とし、敷地全体（A0サイズ）は配置がわかる図面で構いません。なお、いずれも展示する可能性がありますので、見やすく分かりやすいものとしてください。
216	別添資料01 要求水準書	30		4	(2)	ア	(エ)	基本事項	「工事中における周辺への安全対策については万全を期すること。」とありますが、起工式・安全祈願祭・竣工式・開所式等は想定されておられるかご教示下さい。想定されている場合、各費用負担についてもご教示下さい。	想定しています。費用は、起工式、安全祈願祭、竣工式は施設整備費、開所式は開業準備費に含んでいます。
217	別添資料01 要求水準書	31	第3	4	2	イ		留意事項	「(イ) 事業用地内の水路を移設する際には樋門の位置に配慮し、地元水利組合と協議の上移設位置を決定すること。」とありますが、提案事前に水利組合へヒアリング等実施してもよろしいでしょうか。	ヒアリング等の必要がある場合は、事前に市に申し出てください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
218	別添資料01 要求水準書	31	第3	4	(2)	イ	(ウ) (キ)	建設工事業務及び外構整備業務(留意事項)	要求水準書の31頁留意事項の(ウ)(キ)に記載の事象が発生した場合の対応について、工事請負契約書約款第28条(第三者に及ぼした損害)に定める対応という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	別添資料01 要求水準書	32	第3	4	(3)			機器・備品等調達設置業務	貴市にて当該施設に持ち込む機器備品等はないという理解でよろしいでしょうか。	引田温水プールにある備品の有効活用も検討しております。引田温水プールの指定管理者との協議のうえ、有効利用可能なものがあれば、持ち込む機器備品等となります。
220	別添資料01 要求水準書	33	※					リース契約の機器・備品調達	リース契約の機器・備品調達を運営業務の一部として取り扱う場合であっても、『施設整備費』『維持管理運営費』それぞれの上限価格が定められていることから、 (様式5-2-1) (様式5-2-2) (様式5-3) における「備品費」や「各種備品調達等業務」の記載欄は、『維持管理運営費』欄へ移さずに、提示様式のまま『施設整備費』欄に記載する、との理解で宜しいでしょうか。	リース契約の機器・備品は維持管理運営費、それ以外は施設整備費として設定しております。リース契約に係る費用は運営費内に入れ込むようお願いいたします。 リース契約の機器・備品は維持管理運営費の一部です。
221	別添資料01 要求水準書	33	第3	4	(3)	イ	※	機器・備品等調達設置業務	備品調達に係る費用について、様式5-2-1「提案価格見積金額内訳書(事業期間合計)」、様式5-2-2「提案価格見積金額内訳書(年度別)」、様式5-3「施設整備費内訳書」では、施設整備費内に「備品調達」の記載項目があり、募集要項21頁に記載される上限価格「施設整備費1,170,000千円」内での提案事項という認識で宜しいでしょうか。購入の場合、リース契約場において、記載対応が異なる場合は、それぞれご教示ください。 また、要求水準書内においては、施設整備業務に位置付けられておりますが、様式2-1・様式2-2に記載し提出する「維持管理担当企業」「運営担当企業」等においても、備品調達業務を担うことができ、様式2-6-3「参加資格審査申請書(建設に当たる者)」の提出は不要という理解で宜しいでしょうか。	上の段落についてはNo.220の回答をご確認ください。 下の段落については、ご理解のとおり、「維持管理担当企業」「運営担当企業」等においても、備品調達業務を担うことができ、様式2-6-3「参加資格審査申請書(建設に当たる者)」の提出は不要です。 備品を購入した場合は「施設整備費」に含むものとし、リースやレンタルなど備品購入以外については「維持管理運営費」に含むものとします。
222	別添資料01 要求水準書	33	第3	4	(3)			機器・備品等調達設置業務	備品購入費等については施設整備費用に含まれていると理解しております。備品をリース調達で提案した場合はこれに係る費用は運営費に含まれるとあります。 備品購入費用は施設整備費用から抜き出して上限価格を公表してください。分からない場合、価格超過及び提案内容が貧相になる、審査基準が不明確になる等の影響が出ます。	備品購入費用を施設整備費用から抜き出して上限価格の公表はしません。グループ企業間で協議を行ったうえで提案してください。
223	別添資料01 要求水準書	34	第4	1	(1)			業務対象	開業準備業務の対象となる本施設の範囲は、白鳥コミュニティ協議会管理部分約2,500㎡及び用水路等は対象外との理解で宜しいでしょうか。念のため。	開業準備業務の対象外となる本施設の範囲は、白鳥コミュニティ協議会管理部分約2,500㎡のみです。用水路については維持管理部分となりますので対象とするかは判断をゆだねます。
224	別添資料01 要求水準書	34	第4	2	(1)	イ	(7)	提出時期	開業準備業務計画書等の提出時期が本施設の建設工事に着手する前となっておりますが、少し早すぎようと思われるのですが、どのようにお考えでしょうか。	開業準備業務計画書等の提出は開業準備業務前までとすることも可とします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
225	別添資料01 要求水準書	34	第4	2	(1)	イ (ア)		提出時期	開業準備計画を建設工事前に提出することは困難なため、「開業準備開始前までに提出する」にご変更頂きたいのですが、いかがでしょうか。	No. 224の回答をご確認ください。
226	別添資料01 要求水準書	34	第4	2	(3)	ア	(ア) (イ)	開館式典及び内覧会等	企画提案に伴う作業及び費用は、維持管理運営業務及び維持管理運営費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	別添資料01 要求水準書	34	第4	2	(3)	ア (ア)		開館式典および内覧会等実施業務	(ア) 市は、供用開始前に開館記念式典および内覧会を開催する予定である。事業者は、当該式典等を企画提案とございますが、企画提案及び式典・内覧会費用は市の負担という理解で宜しいでしょうか。	各式典や内覧会に係る業務の費用は事業者の負担を想定します。
228	別添資料01 要求水準書	34	第4	2	(3)	ア (イ)		開館式典および内覧会等実施業務	事業者は当該式典等の開催準備や当日の運営・後片付け等を行うこと。なお、当該式典等の招待者は、市の意向を確認したうえで選定を行い案内は事業者が実施するとありますが、当該式典等にかかる諸経費は市負担という理解で宜しいでしょうか。	No. 227の回答をご確認ください。
229	別添資料01 要求水準書	35	第4	2	(3)	イ		開館記念 イベント	開館式典、開館記念イベントについては、市と協議の上決定となっていますが、これに関わる費用は事業者負担でしょうか？ご教示ください。	No. 227の回答をご確認ください。
230	別添資料01 要求水準書	36	第5	1	(2)			業務対象	維持管理・運営業務の対象となる本施設の範囲は、白鳥コミュニティ協議会管理部分約2,500㎡及び用水路等は対象外との理解で宜しいでしょうか。念のため。	開業準備業務の対象となる本施設の範囲は、白鳥コミュニティ協議会管理部分約2,500㎡のみで、用水路は清掃等の対象となります。
231	別添資料01 要求水準書	36	第5	1	(5)	ア		開館日	定期点検日として月1回の休館期間とありますが、週1回の定休日を充ててもよろしいですか。	ご提示の条件で問題ございません。
232	別添資料01 要求水準書	37	第5	1	(6)	ウ		介護予防事業(水中トレーニング)利用	介護予防事業(水中トレーニング)との記載がありますが、陸上トレーニングだけの実施や水中と陸上トレーニングの併用等は許容されますでしょうか。	ジムやスタジオを活用した、有効なトレーニングを併用して実施することも可能です。ただし、介護予防事業に該当するのは歩行用プールを利用した水中トレーニングのみとします。詳細については、市担当(長寿介護)課との事前協議をお願いします。
233	別添資料01 要求水準書	37	第5	1	(6)			利用形態の概要	バスによる利用者送迎を実施する場合、その費用については委託費に含まれますでしょうか？	現在の介護予防事業(水中トレーニング)には、バスによる送迎についての費用は委託費に含んでいます。新温水プールにおける送迎は、必須としません。詳細については、市担当(長寿介護)課との協議によります。
234	別添資料01 要求水準書	37	第5	1	(7)	イ	(イ)	利用料金	市が条例に定める金額の範囲内で変更することができる。という記載がありますが、これは運用後の変更する場合という解釈でよろしいでしょうか？ご教示ください。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
235	別添資料01 要求水準書	38	第5	2	(2)	エ(イ)		総括責任者	総括責任者はプールの維持管理・運営に関する豊富な経験を有し、施設全体の維持管理・運営能力を備える者とする。とありますが、当該施設は直営でのフィットネスクラブ等とは似て非なるものであるため、総括責任者に必要な経験として、公共施設でのプール・スタジオの管理運営経験が複数年以上ある者という理解で宜しいでしょうか。	総括責任者の条件は、現案のとおり、「プールの維持管理・運営に関する豊富な経験を有し、施設全体の維持管理・運営能力を備える者とする」として変更はありません。
236	別添資料01 要求水準書	38	第5	2	(2)	オ	(イ)	維持管理業務責任者・運営業務責任者	「…維持管理業務に当たる企業…直接雇用する正社員をそれぞれ配置…」となっているが、直接雇用しておれば、再雇用者（シニア）でも問題ないでしょうか。	問題ございません。
237	別添資料01 要求水準書	38 48	第5	2 3	(2) (7)	ウ イ		業務従事者の配置 要求水準	38項に共通のユニフォームを着用するとあり、48項では清掃業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用とありますが、維持管理業務、運営業務の各業務ごとそれぞれに共通のユニフォームを着用するとの認識でよいのか。	共通ユニフォームを着用する「等」としておりますので、必ずしも共通ユニフォームを着用する必要はございませんが、要求水準書に記載のとおり、利用者に本施設の業務従事者であることが明瞭に判別できるようにしてください。また、清掃業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用するようにしてください。
238	別添資料01 要求水準書	39	第5	2	(3)	ア		業務計画書	基本業務計画の中で、業務実施体制と業務履行体制の違いをご教示ください。	業務実施体制と業務履行体制は同義です。
239	別添資料01 要求水準書	39	第5	2	(2)	カ		業務担当者	業務担当者の解釈は運営においてはパートアルバイトを含む従業員という認識、それとも正社員のみとの認識でしょうか？ご教示ください。	正社員のみ認識です。
240	別添資料01 要求水準書	41	第5	2	(8)			業務報告書の作成	各報告書は任意のものでよろしいですか。また月報・四半期報・年度総括報の報告には、その報告についての決算報告も必要ですか。	各報告書の様式は任意で構いません。また、月報・四半期報・年度総括報と年度決算報告は別の文書として作成してください。月度および四半期度の決算報告は必要ありません。
241	別添資料01 要求水準書	42	第5	3				維持管理業務	建築基準法に定める「特殊建築物定期検査」「建築設備点検」「防火設備点検」について、本施設は点検対象施設に該当しますでしょうか。	建築物の用途や規模等によりますので、設計企業様とご協議ください。
242	別添資料01 要求水準書	46	第5	3	(4)	ア			修繕・更新業務について、必要な修繕・更新を実施すること。となっておりますが、業務を行うために費用については別途でよろしいですか。	修繕費用は維持管理費に含まれます。
243	別添資料01 要求水準書	47	第5	3	6	ア		外構等保守管理業務	敷地内の農業用水路に係る保守業務（用水路内ゴミ取り等）は事業者側の負担にて実施でしょうか？もし現在も実施しているようであれば、内容/頻度をお示しください	事業者側の負担での実施を想定しています。
244	別添資料01 要求水準書	52	第5	4	(2)	ア	(エ)	予約	主に個人の利用が主となると想定されるが、団体等利用を想定した予約システムは必要でしょうか。	予約システムは必須ではありません。必要に応じて整備してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
245	別添資料01 要求水準書	53	第5	4	(2)	エ	(ウ) b	経理処理	事前予約で徴収した予約金とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。	予約システムを整備した場合に徴収した金額を想定します。予約システムがない場合には発生しません。
246	別添資料01 要求水準書	53	第5	4	(3)	ア		プール監視業務	監視ポスト数の取り決めはありますか。	監視ポスト数は事業者の提案にゆだねます。
247	別添資料01 要求水準書	54	第5	4	(3)	イ	(イ)d	水温調節	大会等に応じて適正に水温を調節しとありますが、そのような大会を想定されているのでしょうか。	大会は事業者の自主提案によるものを想定します。
248	別添資料01 要求水準書	55	第5	4	(10)			自由提案事業	自由提案事業の定義として、自由提案施設で行う事業であるとの認識で良いでしょうか、またスポーツ教室等運営業務との相違点は自由提案施設を使用するか否かであるとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	別添資料01 要求水準書	55	第5	4	(5)	イ		得られる収入	得られる収入は、予算書に反映すればよろしいでしょうか。	予算書を、提案金額を書き込む様式5-1～5-9として解釈する場合、ご理解のとおりです。
250	別添資料01 要求水準書	55	第5	4	(6)	ア		広報・情報発信業務	市の広報物等への自主事業の募集協力はいただけますでしょうか？	No. 18の回答をご確認ください。
251	別添資料01 要求水準書	55	第5	4	(6)	ア		広報・情報発信業務	当該施設の看板等設置に条件等ございましたらご教示ください。	施設の広告や看板等については「東かがわ市広告事業実施要綱」に則るものとします。
252	別添資料01 要求水準書	56	第5	4	(6)	ウ	(ウ)	市が実施するネーミングライツ募集への協力	市民等への公募により愛称が決定された場合、(エ)に記載の名称やロゴ等の表示の施設への設置費用は、市が別途負担されると考えてよろしいでしょうか。	ネーミングライツの公募がなかった場合は、速やかに市民等へ愛称公募を実施し、工事施工期間中に設置する予定であり、その設置費用は市が負担する予定としています。
253	別添資料01 要求水準書	56	第5	4	(6)	ウ		市が実施するネーミングライツ募集への協力	公募される命名権料について、現時点での想定額もしくは最低提案額等をお示しください。また、広告・企業名掲出等、建物本体において配慮が必要な事項があれば予めご教示ください。	現時点で具体的な金額についての想定は有りません。また、広告等については「東かがわ市広告事業実施要綱」に則るものとします。現時点では想定額等はありません。建築確認申請への影響や屋外広告物条例、東かがわ市広告事業実施要綱等関連法令を遵守してください。
254	別添資料01 要求水準書	57	第5	4	(7)	イ	(イ)	駐車場・駐輪場運営業務	隣接する多目的ホールの利用者のMAX時の駐車場利用台数は概ね何台くらいですか。	No. 162の回答をご確認ください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
255	別添資料01 要求水準書	58	第5	4	(9)	ウ		得られる収入	得られる収入は、予算書に反映すればよろしいでしょうか。	予算書を、提案金額を書き込む様式5-1～5-9として解釈する場合、ご理解のとおりです。
256	別添資料01 要求水準書	58	第5	4	(10)			自由提案事業	①自由提案事業について開館日や開館時間に合わせる必要は無く、常設的な提案でなくても良いという理解でよろしいでしょうか。例えば週2回/12:00-14:00のような運営形態。 ②①のようにスポット的な利用の場合、貴市への支払いは月額賃料をベースに回数や時間帯に合わせて設定すると理解してよろしいでしょうか。 ③具体的な賃料（使用料）をご提示頂けないでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②事業の内容により使用料等が発生する場合があります。 ③賃料（使用料）が発生する場合は、No.166の回答をご確認ください。
257	別添資料01 要求水準書	58	第5	4	(10)			自由提案事業	①「プール施設内の施設や設備・備品等あるいは本事業の整備計画地の一部を使用して自由提案事業を行う場合は事業者の負担とする。」とありますがこれは貴市へ支払う賃料（あるいは行政財産使用料）が発生するのでしょうか。 ②①の場合、具体的な賃料（使用料）をご提示頂けないでしょうか。	①事業の内容により使用料が変わります。 ②事業の内容により使用料等が異なります。No.166の回答をご確認ください。
258	別添資料01 要求水準書	58	第5	4	(10)			自由提案事業	広場を利用して屋外ヨガなどを開催する場合はスポーツ教室等運営業務（プール、ジム、スタジオ対象）とは別途扱いとし自由提案事業としてお認めください。	ご提示の条件で問題ございません。
259	別添資料01 要求水準書	58	第5	4	(10)			自由提案事業	自由提案事業は、行政財産使用料等の事業者側が負担すべき使用料は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	内容により、使用料等が必要な場合があります
260	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(1)			対象	1回あたりの利用人数が、1クラス（約30名）～3クラス（90名弱）となっているが、想定幅が広く、一般利用との併用や各諸室の設定がしがたいため、もう少し詳細な設定があれば、ご教授してください。	現時点では提示した以上の項目は決定しておりません。詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。
261	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(1)			対象	「引田小学校、大内小学校、引田中学校については(中略)将来的には対象となる可能性がある。」とのことですが、当座の運営費用の算定においては、当該3校は含まずに算定して良いとの理解に相違ないでしょうか。	現時点では、引田小学校、大内小学校、引田中学校学校水泳授業は、自校の屋外プールで水泳授業をする予定としていますが、いつの時点で温水プールを利用しての水泳授業になるかは未定です。なお、学校水泳授業は、運営費の対象外で別途委託契約の予定です。
262	別添資料01 要求水準書	60	第6	1	(2)	ア		実施時期・時刻	学校水泳の練習時間は60分程度と考えてよろしいですか。	60分とは限りません。現時点では、2コマ（授業2時間分）を想定していますが、詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。
263	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(2)	ア		実施時期・時刻	年間の授業実施時間をお示し頂いておりますが、2コマ×60日の中で実施する授業の回数は1人（1クラス）あたり何回になるかお示しください。	詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
264	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(2)	ア		実施時期・時刻	「120時間(2コマ×60日)」の1コマあたりのクラス数は何クラス程度を想定されていますでしょうか。「(1)の対象」の1クラス～3クラスと同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。
265	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(2)			実施時期	共用開始当初に対象となる3校は、現状、実施時期をいつくらいと想定されているのでしょうか。夏期に集中するのか、年間を通じて実施するのか、どのようにお考えでしょうか。スポーツ教室等運営業務を実施する際の参考にさせていただきたいと思えます。	原則、年間を通じて実施可能と想定していますが、着水水泳など水難防止対策を夏季休暇前に実施するなど、必要な内容は時期が限定される可能性があります。詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。
266	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(2)			実施時期・時刻	学校授業で利用するのは、何月何日から何月何日まででしょうか。また、夏休みは児童・生徒用に開放する計画はありますか。	詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。夏休みの開放は現在想定しておりません。
267	別添資料01 要求水準書	60	第6	2	(3)	イ		支援の内容	小学校低学年の小プール利用は、3クラス(90名弱)が同時利用することが想定されるのでしょうか。	学年に関わらず、最大3クラスが同時利用することが想定されています。詳細は、学校行事など時間割によることから、学校との事前協議により決定することとなります。
268	別添資料01 要求水準書	60	第6	1	(3)	ウ		支援の内容	練習内容については、学校との協議の上事業者独自のプログラムの実施は可能ですか。	詳細は、学校行事など時間割によることから、学校と事前協議を行い、了承が得られれば、問題ありません。
269	別添資料01 要求水準書	61	第6	3	(3)	ウ		介護予防事業業務	介護予防事業では水中トレーニングは必須でしょうか？スタジオ・ジムでの実施するプログラムに変更可能でしょうか？	介護予防事業での水中トレーニングは必須です。スタジオ・ジムで実施するプログラムは、併用又は新規として自主事業を実施することは構いません。詳細については、市担当(長寿介護)課との事前協議により決定することとなります。
270	別添資料01 要求水準書	61	第6	3	2)(3)	ウ		介護予防水中トレーニングメニューについて、要求水準で現在のプログラム以上となっており、別紙4既存プールにおける介護予防事業プログラムがありますが、プログラムはこの内容のみですか。	現在実施(令和2年3月からコロナ禍により休止)している内容は、この内容のみです。実施する内容等詳細については、市担当(長寿介護)課との事前協議により決定することとなります。	
271	別添資料01 要求水準書		第1	10				事業期間終了時の施設性能	リース契約等による備品の取り扱いについて、指定管理期間満了後は、残りの契約内容は引き継がれますでしょうか。	リース契約等による備品の取り扱いについては別添資料1 要求水準書P33 第3-4-(3) 機器・備品等調達設置業務をご確認ください。リース契約についての契約内容は引き継ぎませんので、指定管理完了期間満了時に契約が終了するようにしてください。
272	別添資料01 要求水準書		第6	2	(5)			実施時期・時刻	実施時期・時刻について、記載していただいておりますが、実績ベースで詳細についてご教示ください。 ・日時(曜日や時間帯など)、1回あたりの利用者人数、内容、実施回数 ・使用する範囲(25メートル2コース等)	令和元年度実績は以下のとおりです。 日時:各学校の時間割により実施、曜日指定はなし 時間帯:原則、平日午前中に実施、午後実施の場合あり 1回あたりの利用者数:1~2クラス(約20~70名) 内容:主に泳げない児童生徒の指導及び専門的指導 実施回数:約72回(通常:1回につき2コマ)

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
273	別添資料01 要求水準書		第6	3	(2)			実施時期・時刻	実施時期・時刻について、記載していただいておりますが、実績ベースで詳細についてご教示ください。 ・日時（曜日や時間帯など）、1回あたりの利用者人数、実施回数 ・使用する範囲（25メール2コース等）	令和元年度の実績は以下のとおりです。 実施時間：10:30から11:00 使用する範囲：歩行用プール 曜日や利用者人数などの詳細は、別に資料をホームページに掲載しますので、ご確認ください。 なお、令和2年3月以降については、コロナ禍により、事業は実施していません。
274	別添資料01 要求水準書		別紙1					敷地案内図	要求水準書 P.9 第2 1 (1)ア その他 に、「敷地上に送電線あり」とありますが、送電線の正確な位置、高さ、離隔距離等の情報をご提示いただけますでしょうか。	開示できるデータはありません。 送電線の位置等については事業者にて必要な調査をお願いいたします。
275	別添資料01 要求水準書		別紙4					介護予防水中トレーニング事業	班ごとの実績ベースで詳細についてご教示ください。 また、班ごとに利用日が定められているとありますが、班がどのように決まっているか、班の数、班ごと利用者数、班ごとの利用規定等、詳細をご教示ください。	令和元年度の実績は以下のとおりです。 班数：5班 班ごとの利用者数：1～5班を順に実施 班ごとの利用規定：なし 詳細：東かがわ市介護予防水中トレーニング事業実施要綱参照
276	別添資料01 要求水準書		別紙4					介護予防水中トレーニング事業	班ごとの利用（基準や仕組み）は、指定管理開始後も継続されますでしょうか。	事業の詳細な実施内容は、事業者選定後、市担当（長寿介護）課との協議により決定するため、必ずしも同じ内容を継続する必要はありません。
277	別添資料01 要求水準書		別紙4					介護予防水中トレーニング事業	介護予防事業について、別紙4「介護予防水中トレーニング事業」以外の実績はありませんでしょうか。	介護予防事業については、別紙4「介護予防水中トレーニング事業」以外の実績はありません。
278	別添資料01 要求水準書							配付資料3	白鳥コミュニティセンター多目的ホール図面1頁の付近見取図に、敷地南側の市道拡幅予定（幅員は未定）とありますが、拡幅に伴う敷地境界際の外構工事（フェンス復旧を含む）は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	外溝工事はすべて施設整備費に含みます。
279	別添資料02 事業者選定基準	1	第2	3				事業者選定の体制	東かがわ市温水プール整備運営事業プロポーザル審査会の委員の公表はされるのでしょうか。	No. 60の回答をご確認ください。
280	別添資料03 様式集	1			(2)	イ		書式等	フォントは自由と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	別添資料03 様式集	1			(2)	イ		書式等	図表中の文字に関しては、10ポイント以下でもよろしいでしょうか。	図表中の文字については10ポイント以下でも可としますが、可読性に留意してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
282	別添資料03 様式集	2	2		(2)			参加表明及び参加資格審査に関する提出書類	「様式2-1から様式2-6-5及び添付書類（会社概要等）をA4ファイルに一括して綴じ、表紙及び背表紙に「参加資格審査に関する提出書類」と書いたものを正副1部ずつ提出すること。」とありますが、会社概要はどちらの様式に必要な添付書類か、様式番号をご教示いただけますでしょうか。	参加資格審査に関する提出書類のA4ファイル末尾に挟んでください。
283	別添資料03 様式集	4	2	(4)	ウ	(ウ)		作成方法	技術提案書(様式6)をWord以外で作成した場合は、PDF形式での提出と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	別添資料03 様式集	4	2	(4)	ウ			作成方法	技術提案書の文字サイズ等、体裁上の指定はございますでしょうか。(図表共)	様式集1-(2) 書式等をご参照ください。
285	別添資料03 様式集	15						参加資格審査申請書（共通）	参加資格申請書の8,9の質問に対して、県内又は市内の支店・営業所で申し込まない企業は該当しないに <input checked="" type="checkbox"/> で問題ないでしょうか？	問題ございません。
286	別添資料03 様式集							参加資格審査書 証明書類	業務実績を証明できる書類とは？ どういったものを想定されているのかご教示ください。	業務カルテ（PUBDIS）、契約書、仕様書、成果品図面など実績要件を満たしているか確認できる書類をご提出ください。なお、証明書類のうち契約の相手方の押印又は受付印があるものはその写しを、押印等がなければ、企業代表による業務実績を証明した書類（要押印）（様式は任意）を提出してください。
287	別添資料03 様式集	17 18						様式2-6-1 様式2-6-2	業務実績を証明できる書類ですが業務カルテ（PUBDIS）、無い場合契約書、仕様書、成果品図面よろしいでしょうか。	No. 286の回答をご確認ください。
288	別添資料03 様式集	17 18						様式2-6-1 様式2-6-2	施設概要とは何を明記すればよろしいでしょうか。	記載した業務について、施設の概要を記入してください。
289	別添資料03 様式集	17 18						様式2-6-1 様式2-6-2	配置する管理技術者に求められている実績を証する書類ですが業務カルテ（PUBDIS）、無い場合契約書、仕様書、成果品図面よろしいでしょうか。	No. 286の回答をご確認ください。
290	別添資料03 様式集	17 18						様式2-6-1 様式2-6-2	管理技術者の保険証の添付は必要ございませんでしょうか。	配置予定の管理技術者の雇用期間を示す書類として保険証の写しをご提出ください。
291	別添資料03 様式集	17 18						様式2-6-1 様式2-6-2	管理技術者の資格の有無は求めませんでしょうか。求める場合、資格証の添付は必要ございませんでしょうか。	管理技術者の資格は求めません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
292	別添資料03 様式集							(様式2-6-1) 添付書類	添付書類1と4の内容が重複しておりますが、4は削除してよろしいでしょうか。	4は削除をお願いいたします。
293	別添資料03 様式集							(様式2-6-1) 添付書類	管理技術者として、配置できることを証する書類とは、具体的にどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。(例：実績が証明できる書類の他、配置予定技術者の経歴書等)	配置予定管理技術者の保険証と実績が証明できる書類をご提出ください。実績がわかる書類のうち、契約の相手方の押印又は受付印があるものはその写しを、押印等がなければ、企業代表による従事実績を証明した書類(要押印)(様式は任意)を提出してください。
294	別添資料03 様式集							(様式2-6-2) 添付書類	管理技術者として、配置できることを証する書類とは、具体的にどのような書類を提出すればよろしいでしょうか。(例：実績が証明できる書類の他、配置予定技術者の経歴書等)	No293の回答をご確認ください。
295	別添資料03 様式集	19						配置する監理技術者	参加表明時点(受付期限：令和3年10月25日)では『(様式2-6-3)参加資格審査申請書(建設に当たる者)』の「配置する監理技術者」に複数名の候補者を記載し、優先交渉権者選定(令和4年1月の予定)後の工事請負契約(令和4年度中の予定)までの期間に、当該候補者のうち1名を監理技術者として選任することは可能でしょうか。	可能です。 No.54,56の回答をご確認ください。
296	別添資料03 様式集	19						添付書類	添付書類2「入札参加資格者名簿に登録されている者であることを証する書類」及び添付書類3「建築一式工事に係る合計点数が1,000点以上で掲載されている者であることを証する書類」は、いずれも東かがわ市ホームページの『令和3年度入札参加資格審査名簿(令和3年度建設工事入札参加資格者名簿)』の該当ページを印刷コピーしたもので宜しいでしょうか。	市で確認できる事項ですので、書類を添付する必要はありません。
297	別添資料03 様式集	21						参加資格審査申請書(運営に当たる者)	1の業務実績を証明できる書類は運営している施設の協定書で問題ないでしょうか?	実績要件を確認できるものであれば書類の種類は問いません。ただし、契約の相手方の押印又は受付印があるものはその写しを、押印等がなければ、企業代表による業務実績を証明した書類(要押印)(様式は任意)を提出してください。
298	別添資料03 様式集	2-1						参加表明書	自由提案事業者の参加表明についての記載はございませんが、不要との理解でよろしいでしょうか。自由提案事業者に関しては自由提案の有無に関わらず参加表明は不要としてください。参加表明までの期間が短く自由提案事業者の合意を得ることが困難です。また自由提案においては契約締結後から数年先の開始となるため実施の担保はできないことをご承知おきください。	自由提案事業は運営業務の一部であるため、運営事業者として参加表明をお願いいたします。
299	別添資料03 様式集	2-2						応募グループ構成表	応募グループ構成表における、住所、商号又は名称、代表者は、入札参加資格名簿に登録されている者を記載すればよろしいでしょうか。	問題ございません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
300	別添資料03 様式集	2-2						応募者グループ構成表	設計に当たる者、工事監理に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者を各ページに1社ずつの記載の上提出することでもよろしいでしょうか。	設計に当たる者、工事監理に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者を各ページに1社ずつの記載の上提出することも可とします。
301	別添資料03 様式集	2-2						応募者グループ構成員	応募者グループ構成表につきまして1つの書類に複数社押印することで時間が掛かってしまうため、捺印企業ごとにページを分けることをお認め頂けないでしょうか。	No300の回答をご確認ください。
302	別添資料03 様式集	2-3						委任状（代表企業）	委任事項として、本事業に関する契約に関することについてとありますが、仮に代表企業が建設企業である場合、基本協定及び工事請負契約以外の契約には直接関与しないため、代理人として契約することは出来ないと思われるため、代表企業が代理人として受任できるのは、基本協定に限定していただけませんか。	代表企業が代理人として受任できるのは「本事業に関する契約に関すること」ではなく、「基本協定に関すること」とします。
303	別添資料03 様式集	2-4						委任状(受任者)	代表企業代表者から代表企業の復代理人への権限委任する際に提出とありますが、代表企業代表者名にて提出書類は申請いたしますが、書類提出の際代表企業代表者の代わりに当該社員が提出等を行う場合でも復代理人への委任状は必要でしょうか。	必要です。
304	別添資料03 様式集	2-4						委任状（受任者）	代表企業代表者から代表企業の復代理人（代表企業の支社・支店等の代表者）への委任を行わない場合、当該書類の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	不要です。
305	別添資料03 様式集							様式2-4	今回の事業提案を行うに際し、会社の出先事業所で事業参加する場合は、様式2-4の本社より事業所への委任状の提出により、事業所での事業提案でよろしいですか。	ご提示の条件で問題ございません。
306	別添資料03 様式集							様式2-6-1	参加資格申請書（設計に当たる者）について、添付書類の1と4が二重になっております。修正した書類の交付いただけませんか。また、管理技術者の氏名の記載欄がありませんが、様式の修正をしていただきませんか。	添付資料の4は削除してください。また、管理技術者名を記載する欄を事業者側で追記をお願いします。なお、企業による実績と、予定する管理技術者の実績が別でも構いませんので、企業と予定する管理技術者が別の実績を記入する場合は、記入用紙を別として記載してください。
307	別添資料03 様式集							2-6-1 3	管理技術者の実績を証明する書類についてですが、経歴書の添付でよろしいですか。	No. 286の回答をご確認ください。
308	別添資料03 様式集	2-6-1						参加資格審査申請書(設計に当たる者)	■添付書類-1,4が同文重複しておりますが、4を削除して宜しいでしょうか。	4は削除をお願いいたします。
309	別添資料03 様式集	2-6-1, 2-6-2	参加資格審査申請書						■添付書類に記載のある1~4の書類のみを添付すればよろしいですか。また、1と4の書類が同一ですが、様式2-6-2（工事監理に当たる者）の添付書類1~4と同じと理解してよろしいですか。	4は削除をお願いいたします。また、添付書類はご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
310	別添資料03 様式集	2-6-1, 2-6-2	参加資格審査申請書						企業の業務実績を、1社につき3件まで記載するとのことですが、実績内容を証明する書類提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	No. 286の回答をご確認いただき、実績内容を証明する書類を提出してください。
311	別添資料03 様式集	2-6-1, 2-6-2	参加資格審査申請書						添付書類3で、管理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（募集要項等の公表時において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を証明する書類提出は必要でしょうか。必要な場合は個人の保険証の写しも可と理解してよろしいでしょうか。	No. 293の回答をご確認ください。
312	別添資料03 様式集	2-6-1, 2-6-2	参加資格審査申請書						添付書類3で、募集要項第3-1-(3)-イ-(ア)-dに掲げる実績を有する者を配置することができることを証明する書類とは、どのような書類と理解すればよろしいでしょうか。例えば、業務期間や施設用途・施設規模など業務概要を証明する契約書の写しや図面及び、担当した実績を示す設計体制表などと考えてよろしいでしょうか。また、管理技術者の実績件数は1件と考えてよろしいでしょうか。	No. 293の回答をご確認ください。また管理技術者の実績件数についてはご理解のとおりですが、複数記載しても構いません。
313	別添資料03 様式集	2-6-1, 2-6-2						参加資格審査申請書	業務実績を証明できる書類は「契約書」と「図面」と考えて宜しいでしょうか。また、様式2-6-2も同様の考えで宜しいでしょうか。	No. 286の回答をご確認ください。様式2-6-2も同様の考え方となります。
314	別添資料03 様式集	2-6-1, 2-6-2						参加資格審査申請書	管理技術者として実績要件をみたく実績を有する者を配置することが可能なことを証する書類は、実績要件を満たす実績の重要事項説明書や建築士法22条の3の3の書面（建築士法24条の八書面を含む）、体制表等を添付すれば宜しいでしょうか。また、従事した立場（管理技術者、主任技術者、担当技術者）等は不問と考えて宜しいでしょうか。	No. 293の回答をご確認ください。また従事した立場は問いません。
315	別添資料03 様式集							様式2-6-3	配置する監理技術者について、登録するようになっておりますが、会社都合（転勤など）等で配置できなくなった場合は、同等の資格者による変更は可能でしょうか。	No. 54、56の回答をご確認ください。
316	別添資料03 様式集	4-1						提案書類提出届	「代理人氏名」の欄がございますが、代表企業代表者から代表企業の復代理人（代表企業の支社・支店等の代表者）への委任を行わない場合、当該記載欄は削除して提出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
317	別添資料03 様式集	5						租税公課	備品のなかで指定管理者が調達した場合、一定金額以上は税法上の資産計上となりますが、その場合の固定資産税の計上方法についてのご指定はありますでしょうか？	指定管理者において関連法令等をご確認のうえ、税法上問題がないように適切に計上してください。
318	別添資料03 様式集	5						租税公課	貴市の事業所税の基準はありますか？	事業所税は本市の管轄ではありません。事業者で関連法令等をご確認のうえ、基準を確認してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
319	別添資料03 様式集	5-1						提案価格見積書	「代理人氏名」の欄がございますが、代表企業代表者から代表企業の復代理人（代表企業の支社・支店等の代表者）への委任を行わない場合、当該記載欄は削除して提出するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	別添資料03 様式集	5-2						提案価格見積金額内訳書	維持管理運営費の提案価格は、利用収入等の利用者から得る収入を差し引いて提案するものと思いますが、内訳書にはその欄がありませんので、適宜追加して宜しいでしょうか。	ご提案どおりの記載方法で問題ありません。
321	別添資料03 様式集	5-2						⑧運営費	様式5-2-1「⑧提案運営費」は、様式5-6運営費内訳書の「運営費（税抜）運営・維持管理期間計」から様式5-7-2の「上記①のうち、サービス対価から控除する額（合計）」を除いた金額と考えてよろしいでしょうか。また、事業者判断で、様式5-8-2「提案プログラム収入（合計）」、様式5-9「自由提案事業の収支（合計）」を除くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	別添資料03 様式集	5-2-1	内訳	施設整備費	①②③			設計費	基本設計費、実施設計費、工事監理費を算出する根拠となる、告示98号の「建築物の用途類型」は第三号第1類又は第三号第2類どちらの用途になるのでしょうか。	第三号第2類をお願いします。
323	別添資料03 様式集	5-2-1	内訳	施設整備費	①②③			設計費	各種申請手数料（確認申請手数料、構造適合性判定手数料、建築物省エネルギー消費適合性判定手数料、完了検査手数料、浄化槽申請手数料等）は施設整備費に含まれるのでしょうか。	施設整備費に含まれます。
324	別添資料03 様式集			様式5-5				維持管理費内訳書	当様式は、中長期修繕計画（LCC）のみの内訳金額との理解でよろしいでしょうか。また、リース費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理に関する費用をすべてご記載ください。また、本事業内でのリース費用は、スポーツ機器等運営業務に関する機器・備品にかかるものを想定していますが、施設のメンテナンス等維持管理業務に必要な機器をリースにて調達している場合には、本様式に該当機器のリース費用もご記載ください。
325	別添資料03 様式集	5-5						維持管理費内訳書	当該様式には修繕金額を記入することとされていますが、保守・点検、清掃等の業務費用を記載する様式は不要と考えてよろしいでしょうか。	保守点検、清掃等の業務費用についても当該様式に記載してください。
326	別添資料03 様式集	5-6						運営費内訳書	当該様式は利用料金収入等は考慮せず、提案価格に記載している市から支払いを受ける部分（サービス対価）について、その内訳を記載すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	別添資料03 様式集	5-6						学校授業利用支援業務費・介護予防事業業務費	【参考見積】として提出する「学校授業利用支援業務費」と「介護予防事業業務費」の金額は、別途契約となる際の算定ベース金額と考えると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	別添資料03 様式集	5-7						■専用利用	会議室の施設利用料金金の設定は可能でしょうか。	市と事前協議が必要で条例制定が必要となりますが、可能です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
329	別添資料03 様式集	5-7						■付属設備	照明設備、冷暖房設備の費用は、個人利用料・専用利用料に含まれると想定した場合、記載は不要と考えてよろしいでしょうか。	屋内施設の照明設備は、施設利用時に必須となるため、利用料に含まれることから、記載は不要です。 冷暖房施設は、使用料を徴収する場合は、記載が必要です。なお、冷暖房の使用料を徴収する場合は、市と事前協議が必要で条例制定が必要となります。
330	別添資料03 様式集	5-7						施設利用料金収入算定表	表上に記載の「なお、消費税（10%）を含めて記載してください」と「※消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載してください」はそれぞれどの範囲が該当するのでしょうか。	施設利用料は消費税を含めて記載してください。
331	別添資料03 様式集	5-7						施設利用料金収入算定表	欄外備考部分に、「第2期運営・維持管理期間中の収入を記入」とありますが、「第2期」とは何を指しているのでしょうか。	第2期は誤字ですので削除をお願いします。
332	別添資料03 様式集	5-8						施設利用料金収入算定表	表上に記載の「なお、消費税（10%）を含めて記載してください」と「※消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載してください」はそれぞれどの範囲が該当するのでしょうか。	施設利用料は消費税を含めて記載してください。
333	別添資料04 基本協定書（案）	2	第3条	4、5				特定事業契約の締結	「企業グループ」の1社が不祥事等（談合や暴力団関連）を起こした場合、特定事業契約締結が出来なくなりますが、設計や建設等、先に契約締結している場合、維持管理や運営企業が特定事業契約を結ばないことになった時には設計や建設の契約は解除にはならないという理解でよろしいでしょうか。	市との協議によりますが、実施中の事業については継続していただき、別途、維持管理や運営企業を探していただくこととなります。
334	別添資料04 基本協定書（案）	3	第4条	1				賠償額の予定	「帰責性を有するものが明確でない場合は代表企業が支払うものとし、」とありますが第3条3項（独禁法関連）及び第3条4項（暴力団関連）に関しては帰責性が不明確になることは無いと思われま。第4条4項に関しては削除頂けないでしょうか。	帰責性が明瞭な場合に該当する内容であれば、削除する必要は無いと考えますので、削除はしません。
335	別添資料04 基本協定書（案）	3	第4条	第4項				賠償額の予定	帰責性を有する者が明確でない場合は、代表企業が負担すると思いますが、代表企業に帰責性が無いことが明らかな場合でも代表企業が単独で負担することは不合理であることから、帰責性を有する者が明確でない場合は、企業グループが負うこととしていただけませんか。	企業グループ内で帰責性を明確にすれば問題ないと考えていますが、万が一不明瞭な場合に、企業グループ内で負うこととしても、まとまらない場合が想定されるため、代表企業において負担していただき、別途、企業グループ内で協議していただければ問題ないと思われるため、記載どおりとします。
336	別添資料04 基本協定書（案）	3	第5条					準備行為	本条の規定により、契約締結前の準備行為を禁止されていますが、具体的に行うことができない「準備行為」の定義をご教示ください。	契約締結（議会議決が必要な契約等については、市が指定する日）まで一切の準備行為はできません。
337	別添資料04 基本協定書（案）	3	第5条					準備行為	本条の規定により、契約締結前の準備行為を禁止されていますが、「事業者の負担と責任において」準備行為を認めていただくことはできないでしょうか。	事業者の負担と責任である場合には、市は準備行為を禁止しません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
338	別添資料04 基本協定書(案)	3	第6条					特定事業契約の不成立	契約に至らなかった場合に、それまでに支出した費用は各自の負担とすると規定されておりますが、第5条の規定と照らし合わせると、仮契約後は準備行為が可能と考えてよろしいでしょうか。	仮契約はあくまで、議会の議決がなければ本契約とはなりません。なお、議会の議決が必要な契約書には、契約書表面一番下段に、1. この契約は、東かがわ市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。2. この契約書は、発注者が受注者に対して前項の意思表示をしたときに地方自治法第234条第5項の契約書となる。3. 発注者は、東かがわ市議会で議決が得られなかった場合においても、受注者に対していかなる責任も負わない。の付帯条項を付して契約締結することとなります。
339	別添資料04 基本協定書(案)	6	第4	3	別紙1			資金調達	「企業グループの資金調達は～自己の責任において行う」とはどう言うことを想定しているのでしょうか。	企業グループは、事業に必要な資金を自ら調達するという意図です。
340	別添資料04 基本協定書(案)	8	別紙2					特定事業契約	「特定事業契約」の定義に「基本契約」が含まれておりますが、これは本「基本協定書」を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	別添資料04 基本協定書(案)								開業準備業務について、本協定では全く触れられておりませんが、事業日程その他、協定内で規定する予定はないということでしょうか。	開業準備業務については、別添資料8東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書(案)にて定められていますのでそちらをご参照ください。なお、別添資料4基本協定書(案)の第1条(4)にてこの東かがわ市温水プールの管理に関する基本協定書の締結に向けて市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的として定めています。
342	別添資料05 設計業務等委託契約書(案)	6	第34条					部分払い	募集要項では部分払いについて記載はありませんでしたが、事業者の請求に応じて部分払いを実行していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。支払いは契約書に記載の方法で実施します。
343	別添資料06 工事監理業務委託契約書(案)		第28条					部分払い	募集要項では部分払いについて記載はありませんでしたが、事業者の請求に応じて部分払いを実行していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。支払いは契約書に記載の方法で実施します。
344	別添資料07 工事請負契約書(案)	1	3					契約期間	募集要項において、令和6年3月31日までに竣工し、市への引渡しを完了させることとありますので、契約期間は令和6年3月31日までと理解して宜しいでしょうか。	No. 5の回答をご確認ください。
345	別添資料07 工事請負契約書(案)	1							「この契約は仮契約として締結するものとし、議会の議決を得たときに、本契約としての効力が生ずるものとする。」とありますが、想定される時期はいつ頃かご教示いただけますでしょうか。	No. 92の回答をご確認ください。
346	別添資料07 工事請負契約書(案)	3	第10条	4				現場代理人及び主任技術者等	条項最後に「4 現場代理人、…」とあるのは、誤植として削除と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘どおり、誤植として削除となります。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
347	別添資料07 工事請負契約書（案）	9	第38条					部分払い	募集要項では部分払いについて記載はありませんでしたが、事業者の請求に応じて部分払いを実行していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。支払いは契約書に記載の方法で実施します。
348	別添資料07 工事請負契約書（案）	11	第49条					受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	条項中に2箇所「発注者」とあるのは、「受注者」の誤りでしょうか。	ご指摘とおり、工事請負契約書（案）約款第49条内の「発注者」を「受注者」に改めます。
349	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）							プールの管理等に関する協定書	管理物品については、消費税の取り扱い（税込み表記もしくは税抜き表記）はどのような形式でのご提案となりますか？	事業内で使用する備品等の金額について記載する場合は各様式の指定（税抜きの指定がある場合には税抜きで記載）にあわせてください。
350	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	1	第1章	第6条				指定期間	指定期間は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの14年9ヶ月間とするとありますが、開業準備業務期間を含む15年間ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
351	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	1	第6条	1				指定期間	指定期間として令和6年4月1日から令和21年3月31日までの14年9か月間とありますが、15年間となってしまいます。令和6年7月1日から令和21年3月31日までの誤りではないでしょうか。要求水準P36の期間と齟齬がございます。	No. 350の回答をご確認ください。
352	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	10	第9章	第41条				指定期間終了後の取り扱い	「(前略)甲乙が合意した場合はこの限りではない。」とのことですが、この合意とはどのような状況や内容を想定された記載でしょうか。具体的にお示しください。	特段具体的な状況や内容を想定したものではありません。
353	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	別紙2	リスク分担保表	共通	あ			不可抗力(※3)	末尾の「(※3)一定の範囲の損害は事業者」の一定の範囲の損害の「範囲」とは、何を指し示すものでしょうか。損害被害額の多寡を示すものなのか、天災や人為的等の被害の種類によるものなのか等の具体的にご教示ください。	特段具体的な状況や内容を想定したものではありません。
354	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	別紙2						リスク分担保	本協定に関しては維持管理運営期間を対象とした内容だと理解しております。別紙リスク分担保には設計や建設に係る分担保も記載されておりますが、本リスク分担保については事業全体に係る資料という認識でよろしいでしょうか。その場合基本協定書の別紙とした方が良いかと思いますがご検討頂けないでしょうか。	ご指摘のとおり、別紙リスク分担保には設計や建設に係る分担保も記載されています。維持管理運営に係るリスク分担保は別添資料8 東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）の別紙としたまま、内容から設計及び建設に係る分担保を削除する等の修正を検討します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
355	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	別紙2 リスク分 担表	整理 No. 16.17					物価変動	※2 一定範囲の物価変動は事業者負担とありますが、「一定範囲」とは具体的にどの範囲でしょうか。	物価変動の範囲は現況の指定管理協定にあわせて設定することを想定しています。
356	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	別紙2 リスク分 担表	整理 No.22					不可抗力	※3 一定範囲の損害は事業者負担とありますが、「一定範囲」とは具体的にどの範囲でしょうか。	No. 353の回答をご確認ください。
357	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	別紙2 リスク分 担表	整理 No.54					維持管理・運営費の増大	「通常の使用による施設の損傷や、第三者の過失による施設の損傷など、事業者の帰責事由によるもの」が事業者負担となっていますが、第三者（来館者）の過失による施設の損傷は、事業者負担となるのでしょうか。	原則的に第三者（来館者を含む）の過失による施設の損傷は第三者（来館者を含む）が責を負うものと考えます。また、第三者の通常の使用による施設の損傷は、点検状況によるところもありますので、事業者負担となることを想定しておりますが、状況により市との協議も可能とする想定です。
358	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）	別紙2 リスク分 担表	整理 No.56					施設等の損傷	「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」が事業者負担となっていますが、来館者の帰責による施設の損傷は、事業者負担となるのでしょうか。また、帰責者が特定できない第三者による損害も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	No. 357の回答をご確認ください。帰責者が特定できない場合も同様です。
359	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）							プールの管理等に関する協定書	損害賠償及び不可抗力による費用負担、及びリスク分担において、不可抗力の定義をお示しください。	不可抗力は、天災その他自然的又は人為的な事象であり、経験ある管理者及び責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由を指します。
360	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）							プールの管理等に関する協定書	(※2) 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市。 (※3) 一定範囲の損害は事業者。 について、一定範囲の基準をお示しください。	(※2) つきましてはNo. 355の回答をご確認ください。 (※3) つきましてはNo. 357、358をご確認ください。
361	別添資料08（指定管理）東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書（案）								東かがわ市温水プールの管理等に関する協定書(案)ということで、業者選定後に最終調整を行うという理解でよろしいでしょうか。また、リスク分担が維持管理・運営以外の内容も含まれており、削除していただければと思います。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
362	別添資料08 (指定管理) 東かがわ市温水プールの管理に関する協定書 (案)	別紙4						備品 I 種	特に備品の種類や数量等の例や指定がございませんが、備品の選定に際して事業者に一任されているとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	別添資料08 (指定管理) 東かがわ市温水プールの管理に関する協定書 (案)								指定管理期間中に委託料の算定の基礎とした諸要素が変動し、やむを得ない事由が生じた場合、とは消費税等の増税も含まれますか？	ご理解のとおりです。
364	別添資料08 (指定管理) 東かがわ市温水プールの管理に関する協定書 (案)							施設賠償保険	施設賠償保険の補償内容、保険金額の設定をご教示ください。⇒保険料算出に必要となります。	市の現況の契約内容に則った設定とします。
365	別添資料09 (参考) 学校体育にかかわる水泳授業補助業務契約書								末尾に業務仕様書が添付されておりますが、こちらの書類はあくまでも参考であり、提案においては本仕様書に拘束されるものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり拘束されるものではありませんが、記載内容が基本となります。
366	別添資料09 (参考) 学校体育にかかわる水泳授業補助業務契約書								本年度の業務仕様書においては、小学1年生及び2年生は水泳授業補助業務の対象となっておりますが、現在の低学年児童への対応はどのようにされているのかをご教示ください。	1・2年生の水泳授業については、複数(2~3名)の教員により、水遊び(もぐる、浮く等)を中心に行っていますが、今後、泳ぎの専門的な技能を身に付けるため、専門員の指導も取り入れていく予定としています。
367	基本計画	10	第3	2				主アクセス	西側道路から自動車の主アクセスを計画しておりますが、横断歩道に近接した出入口となります。こちらの位置で協議済みと考えて宜しいでしょうか。	協議済とする対象が出入口を指しているのであればご理解のとおりです。 横断歩道については、旧白鳥小学校のために設置されている可能性がありますので、新しい小中学校の通学路の状況も踏まえて、香川県公安委員会に確認することとします。
368	基本計画	12	第3	3	(1)			配置計画 (サブアクセス)	案1~3 イメージ図中のサブアクセスの位置が、敷地南東角となっておりますが、この位置は事業者の提案により変更可能でしょうか。	アクセスに使用する道路は基本計画に記載のとおりですが、出入口の場所は厳密に角でなくてもかまいません。
369	現地見学会								現地説明会で既存体育館より6mは体育館の用地とする(今回の事業管理区域外)とのご説明がありましたが、その用地の整備も事業外との認識でよろしいでしょうか。また、体育館より南側(今回拡幅される道路まで)の事業用地の境界をお示しいただけませんか。	現在公表しているデータから境界を読み取るようお願いいたします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
370	現地見学会								10月5日の現地見学会で説明して頂いた追加の要求水準、配慮事項について、改めて明文化や図示をして頂けますでしょうか。	2021年10月15日に公表した資料をご確認ください。
371	現地見学会								多目的ホールの1日ごとの利用人数及び利用時間などをご教示下さい。	現在開示できるデータはありません。
372	第1回個別対話に対する回答	1				No. 10		敷地条件 (敷地分割)	白鳥コミュニティセンターの敷地分割にあたり、計画変更の書類作成や手続き及びそれに伴う費用負担はどこが行うのでしょうか。	敷地分割は、多目的ホール改修に伴い、本事業とは別に先行して書類作成及び申請を実施しているところです。
373	第1回個別対話に対する回答	4				No. 57		敷地立ち入り	「事前連絡があれば可能である」とのことですが、ご連絡は教育委員会事務局 生涯学習課様宛でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	その他								事業収支を正確に積算するため、参考として以下の収支実績（直近5年分）のご開示をお願い致します。 ・引田温水プール (すべての実績) ・白鳥中央公園体育館 (トレーニング室及び教室の売上・支出) ・大内スポーツセンター (トレーニング室及び教室の売上・支出)	東かがわ市スポーツ財団のホームページに掲載されています決算報告書以外に、公表できるデータはございません。
375	その他							敷地分割	現地説明会にてご説明いただきました既存体育館との敷地分割ラインについては、下記の解釈でよろしかったでしょうか。 ○既存体育館の回廊の土間先端から8mを分割境界線とする。 (8mの内訳は、2mが基準法上の接道部分、6mが駐車区画とした場合の想定スペース) ○8mの分割境界線からさらに、提案敷地内に、通路（空地）部分を設けること。※通路（空地）部分は車路を想定。 (追加質疑) 提案敷地内に設ける通路（空地）は車路を想定、とのことだったと思いますが、幅員は例えば、既存体育館側の2mと合わせて、提案敷地内に2m程度、計4m程度確保できればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	その他								現在ある市内運動施設の今後の開設・閉館予定などの情報があればご教示ください。	現時点では、引田体育館は来年度に解体する予定です。また、引田温水プールは、本温水プールが開館する時期に閉館する予定です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
377	その他								現場説明会の際に、既存建物の東側6m分を敷地分割による敷地内通路になる説明をいただいていたのですが、その通路の整備は、今回の整備にふくまれるのでしょうか。	通路の整備は事業に含まれます。
378	その他								参考資料として、既存引田温水プールの水光熱費と温水のためボイラー用の燃料があれば、資料提示をお願いします。	現在公表している資料以外で公表できるデータはございません。
379	その他								運営事業開始後の水光熱費について、要求水準内には記載がないので、水光熱費については、別途でよろしいですか。	水光熱費は事業費に含まれます。